

滑川市子ども・子育て支援 事業計画 素案

～地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり～



平成 27 年 2 月

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 総人口及び年齢3区分人口比の推移	3
2 出生数と出生率の推移	4
3 世帯数と一世帯当たり人員、世帯型の構成の推移	6
4 婚姻・離婚の状況	7
5 女性（15歳以上）の就業率の状況	8
6 保育所における子育て支援	9
7 幼稚園における子育て支援	12
8 小・中学校における児童育成・子育て支援	13
9 地域・市民の子育て支援活動	15
10 母子保健サービスの状況	16
11 子育て家庭に対する経済的支援	20
12 児童虐待に対する取り組み	21
13 子育て支援サービスの情報提供	22
14 子育て家庭の状況と課題（ニーズ調査結果から）	23
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 重点的視点	27
3 基本目標	29
4 基本施策の体系と事業目標	33

第2部 子ども・子育て支援事業計画

第1章 目標事業量の推計	52
第2章 教育・保育提供区域の設定	53
1 教育・保育提供区域の定義	53
2 滑川市の教育・保育提供区域の考え方	54
第3章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	57
1 教育・保育の量の見込み設定の考え方	57
2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	57
第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
1 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と考え方	59
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
(1) 利用者支援事業	59
(2) 地域子育て支援拠点事業	60
(3) 妊婦健診事業	61
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	62

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	63
(6) 子育て短期支援事業	64
(7) ファミリー・サポート・センター事業	65
(8) 一時預かり事業	66
(9) 延長保育事業	67
(10) 病児・病後児保育事業	68
(11) 放課後児童健全育成事業	70
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	72
(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業	72
第5章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	73
1 目的	73
2 教育・保育の一体的な提供の推進	73
3 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の推進	74
第6章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保	75
第7章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携	76
1 児童虐待防止対策の充実	76
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	77
3 障がい児施策の充実等	77
第8章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	79
1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	79
2 仕事と子育ての両立の推進	80
3 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	80
第9章 計画の推進	81
第1節 計画推進のための各主体の役割	81
1 家庭の役割	81
2 地域の役割	81
3 学校の役割	82
4 事業所等の役割	82
5 行政の役割	82
第2節 計画の推進体制	83
1 推進体制	83
2 計画の進行管理	83

第1部 総論



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、進行する少子化への対応や次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、様々な対策を実施してきました。

しかし、平成17年にわが国では初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示され（出生中位・死亡中位推計）、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会においては、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理されました。

結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点をあてて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

低い出生率水準が長期的に継続し、少子化の進行に歯止めがかからない中、平成24年8月、子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する3つの法律、いわゆる「子ども・子育て関連三法」が成立しました。

「子ども・子育て支援法」では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされ、良質かつ適切な内容の子育て支援が、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う必要があるとしています。

滑川市では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとしてとらえ、子育ての喜びが実感できるような取り組みを行い、“地域みんなで子どもを育む”という観点からの子育て支援策を、総合的かつ計画的に推進するため、「滑川市次世代育成支援行動計画」に取り組んでまいりました。

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、滑川市においても「滑川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き滑川市の一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

(3) 他の計画との関係

本計画は、母子保健に関する効果的な施策を推進するための市町村母子保健計画としても位置付け、滑川市の最上位計画である「第 4 次滑川市総合計画」や「滑川市地域福祉計画」など、関連する市の各種計画と整合を図りながら策定を行います。

3 計画の期間

この子ども・子育て支援事業計画は 5 年間で 1 期とすることとされており、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間として策定します。

4 計画の策定体制

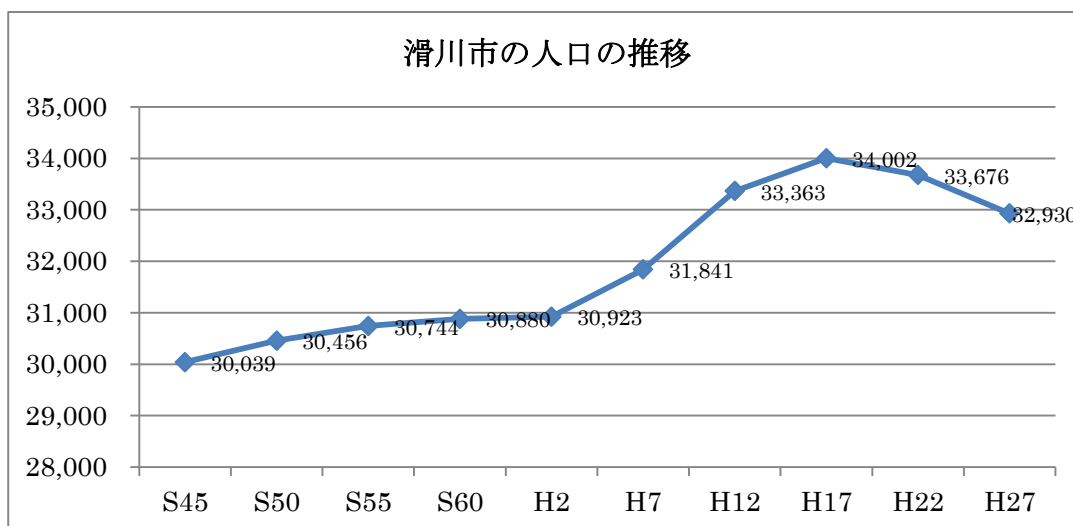
事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「滑川市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメントを経て作成しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

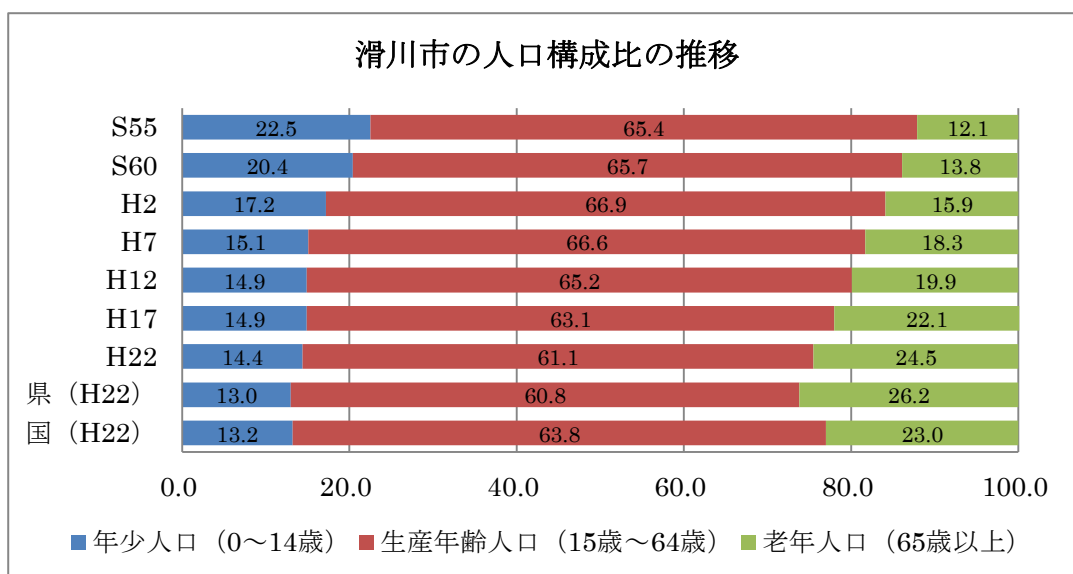
1 総人口及び年齢3区分人口比の推移

人口構成比の推移では、年少人口比は昭和55年の22.5%から大幅に減少し、平成22年は14.4%となっています。生産年齢人口比は昭和55年の65.4%から減少し、平成22年は61.1%です。老年人口比は昭和55年の12.1%から平成22年には24.5%に大きく増加しています。

平成22年の県全体の平均と滑川市を比較すると、年少人口比と生産年齢人口比は、県平均を若干上回り、老年人口比では県平均を下回っています。



(国勢調査、H27は推計値)

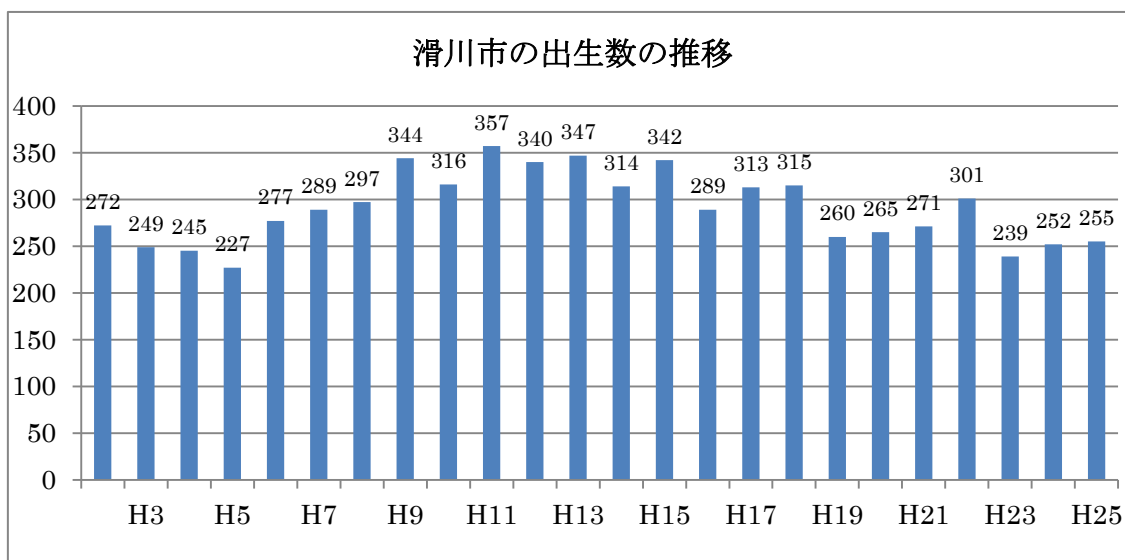


(国勢調査)

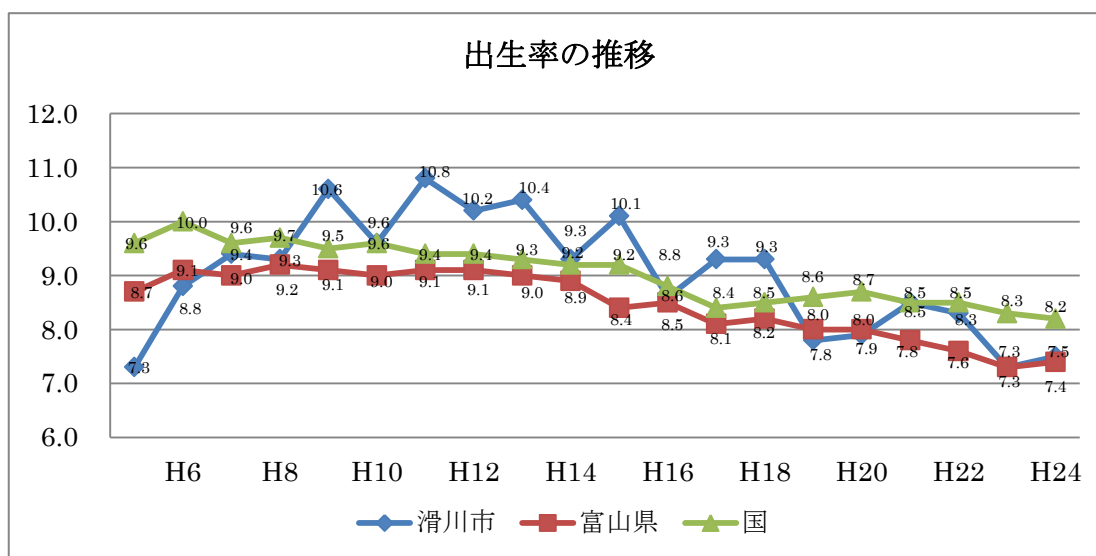
2 出生数と出生率の推移

出生数（一年間に生まれた子どもの数）は、平成9年に300人を超え、平成18年まで概ね300人以上を維持していましたが、平成19年以降は平成22年を除き、300人を下回る状況が続いています。

出生率の減少が全国的に進むなか、滑川市は平成5年の7.3から平成11年の10.8まで上昇し、その後10.0あたりを前後していましたが、平成19年には8.0を割り込み、平成24年には国の8.2を下回る7.5となっています。



(富山県統計年鑑)



(富山県統計年鑑、人口動態統計)

本市の合計特殊出生率（1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした場合の子ども数）は減少傾向にあり、平成20年から平成24年で1.41となっており、国平均を上回り、県平均を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

区分	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
国	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41
富山県	1.52	1.44	1.41	1.34	1.42

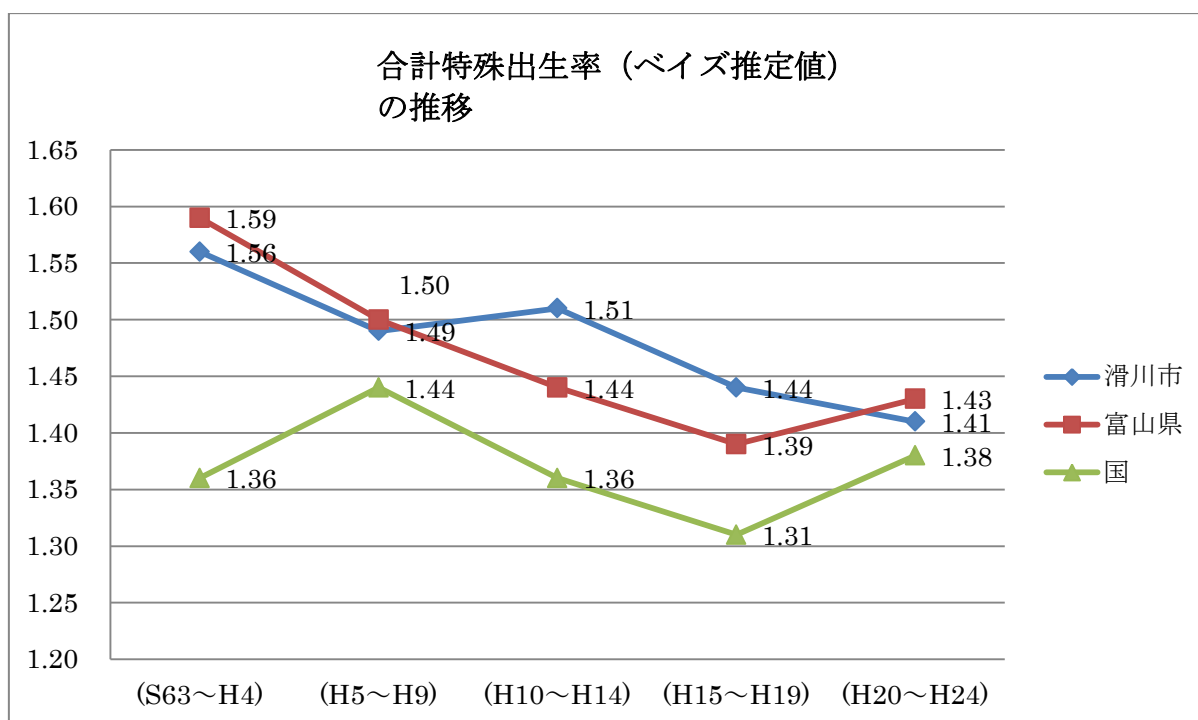
※1 厚生労働省 人口動態統計（確定数）の概況

■合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

区分	昭和63～平成4年	平成5～9年	平成10～14年	平成15～19年	平成20～24年
国	1.36	1.44	1.36	1.31	1.38
富山県	1.59	1.50	1.44	1.39	1.43
滑川市	1.56	1.49	1.51	1.44	1.41

※2 厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態保健所・市区町村別統計 人口動態統計特殊報告



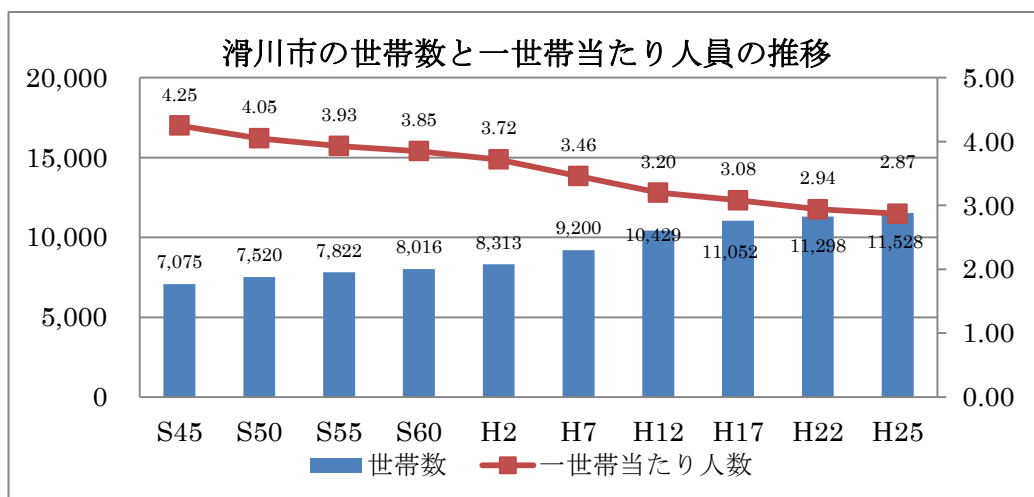
3 世帯数と一世帯当たり人員、世帯型の構成の推移

世帯数は昭和 45 年から平成 25 年にかけて 7,075 世帯から 11,528 世帯に増加しています。

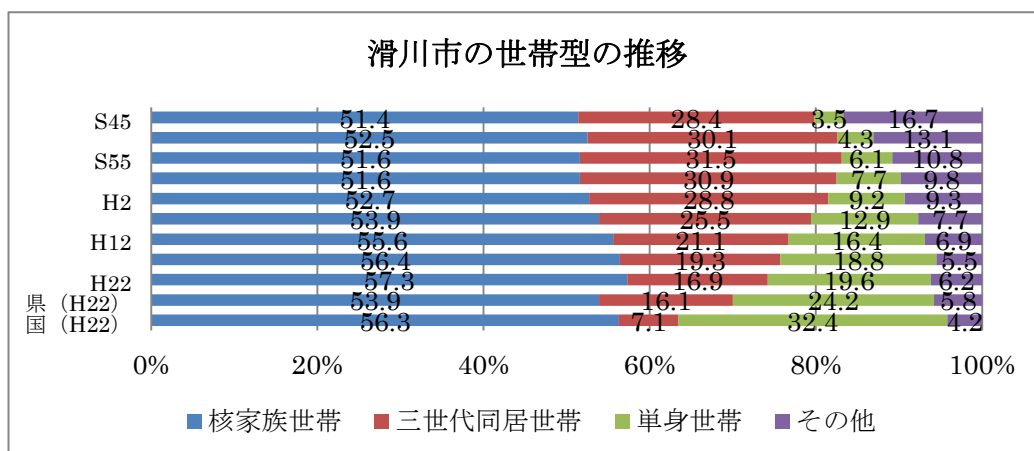
一世帯あたりの人数は昭和 45 年の 4.25 人から、平成 25 年の 2.87 人に減少しています。

世帯型の構成比率は昭和 45 年から平成 22 年にかけて核家族世帯が 51.4%から 57.3%に増加、三世帯同居世帯は 28.4%から 16.9%に減少、単身世帯は 3.5%から 19.6%と 5 倍以上の増加をしています。一世帯あたりの人員の減少は単身世帯の増加と三世帯同居世帯の減少によるものと考えられます。

県全体と比較すると核家族世帯、三世帯同居世帯が多く、単身世帯の割合は県平均より低いといえます。



(国勢調査)



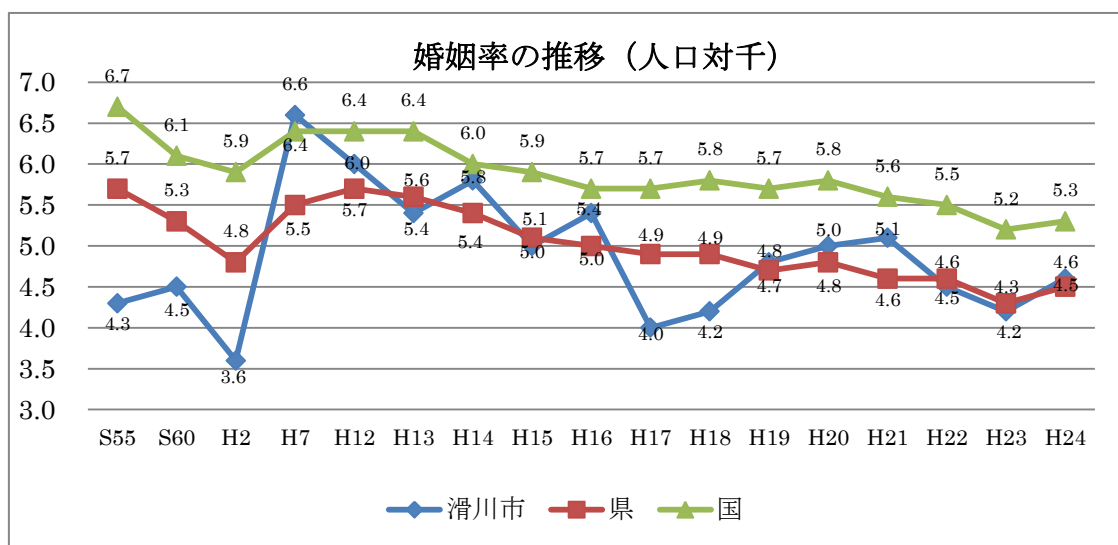
(国勢調査)

4 婚姻・離婚の状況

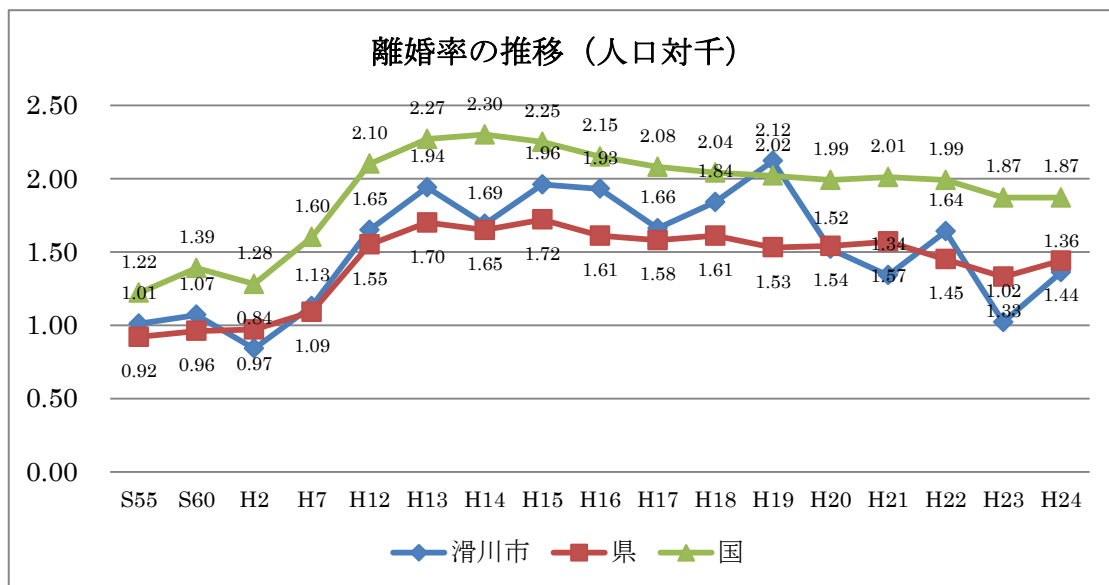
婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数）は、平成7年以外は国の水準を下回っています。また、平成18年以降は増加傾向にあったものの、平成22年度は再び減少に転じました。

一方、離婚件数は増加傾向にあり、平成19年には昭和55年以降で最多となりましたが、平成20年は大きく減少しています。

離婚率（人口1,000人あたりの離婚件数）は、国の水準をほぼ下回っています。



（富山県統計年鑑）

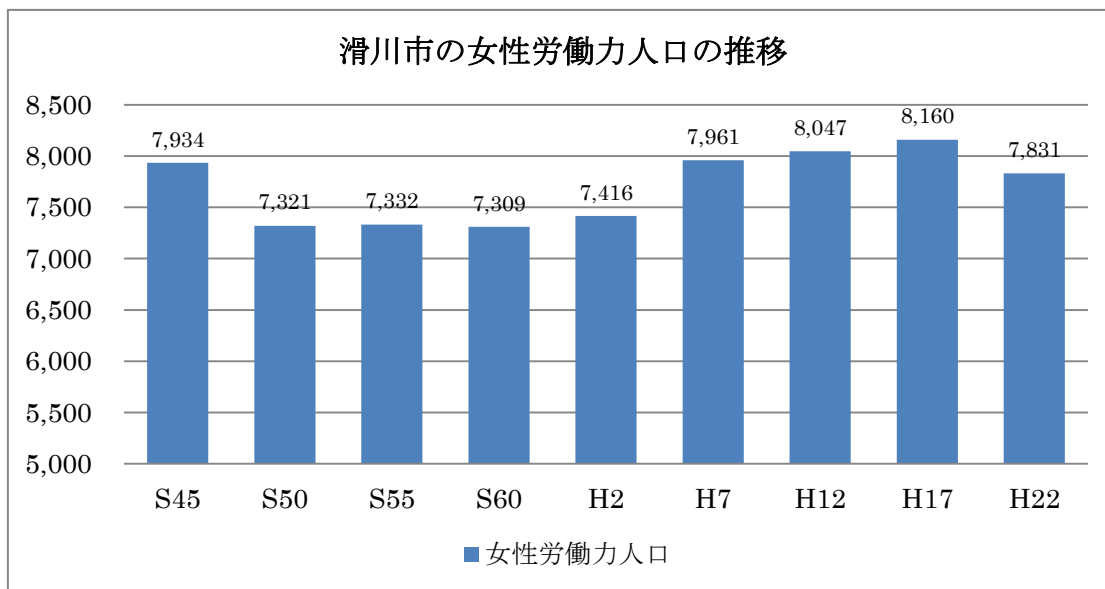


（富山県統計年鑑）

5 女性（15歳以上）の就業率の状況

滑川市の女性労働力人口（15歳以上の働く意志を持った女性の人口）は昭和45年では7,934人で、平成2年以降は増加傾向にありましたが、平成22年時点では7,831人に減少しています。

注： 女性労働力人口…15歳以上の就業者または働く意志を持った女性の人口



(国勢調査)

6 保育所における子育て支援

(1) 保育所の状況

① 入所児童数、開所時間等の状況

平成26年5月1日現在、市内には公立保育所2か所、私立保育園10か所の合計12か所の認可保育所があり、定員960人に対して942人が入所しています（近隣市町からの委託児を含む）。

開所時間は、7時から20時までが2園、7時から19時30分までが1園、7時から19時までが8園、7時から18時30分までが1園となっています。

なお、事業所内保育施設、家庭的保育施設及び夜間保育所については、市内にはありません。

【各園の状況】

（平成26年5月1日現在）

保育所名	定員	入所者数	所在地	開所時間	特別保育
(公立) あずま保育所	70人	75人	四間町616	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、一時
(公立) 坪川保育所	45人	48人	坪川1180	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、一時
(私立) 高月保育園	110人	107人	高月町72	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 7:00～19:00	延長、一時、 休日
(私立) 滑川中央保育園	70人	59人	領家町540-2	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 7:00～19:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 童和保育園	60人	54人	堀江1796	平日・土曜 7:00～19:30 日曜・祝日 8:30～16:30	延長、一時、 休日
(私立) 中加積保育園	160人	134人	小林69	平日・土曜 7:00～20:00 日曜・祝日 8:00～17:30	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 上小泉保育園	140人	153人	上小泉668	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 7:00～19:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 浜加積保育園	120人	132人	北野374-3	平日・土曜 7:00～18:30 日曜・祝日 なし	延長、一時、 病児・病後児
(私立) 和光保育園	50人	40人	本江308-5	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、一時、
(私立) やなぎはら保育園	75人	83人	柳原6-3	平日・土曜 7:00～20:00 日曜・祝日 7:00～20:00	延長、一時、 休日、 病児・病後児
(私立) 同朋保育園	42人	37人	吾妻町357-6	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、病児・ 病後児
(私立) 西加積保育園	18人	20人	下梅沢31	平日・土曜 7:00～19:00 日曜・祝日 なし	延長、一時
合計	960人	942人			

② 保育サービスの状況

市内の認可保育所が実施している保育サービスについては、次のとおりです。

延長保育は、全保育所で実施しており、2か所が2時間、1か所が1時間半、8か所が1時間、1か所が30分の延長保育を実施しています。休日保育は、6か所で実施しています。

障がい児保育は8か所で実施していますが、全保育所で受け入れは可能となっています。また、保育に特別な配慮を要する児童に対応するため、研修を受講した保育サポーターを2か所に配置しています。

年度途中の受け入れについては、定員の弾力運用により、全保育所で実施しています。

【各保育サービスの状況】

(平成26年5月1日現在)

事業	現状
乳児保育	全保育所において、産休明け（生後2か月）から保育を実施
延長保育	全保育所で11時間の開所時間を超える延長保育を実施
休日保育	私立保育所（6か所）で日曜日・祝日の保育を実施
病児・病後児保育	体調不良児対応型を私立保育所6か所で実施
障がい児保育	公立保育所（1か所）、私立保育所（7か所）で実施 ただし、全保育所で受け入れは可能
ハートフル保育専門 アドバイザー派遣モデル事業	保育に特別な配慮を要する児童に対応するため、研修を受講した保育サポーターを私立保育所に派遣

(2) 地域の子育て家庭を対象としたサービス

現在、地域の子育て家庭を対象に、次のようなサービスを実施しています。

保育所における一時保育は、全保育所で実施しています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）については、現在のところ実施していません。

地域高齢者の方々との交流など、保育所の有する機能を地域住民のために活用する地域活動事業は、全保育所で実施しています。地域における子育て親子の交流を促進し、子育ての不安感などの緩和を図り、子どもの健やかな育ちの促進を目的として、子育て支援センター（あずま保育所・中加積保育園内）や子育てミニサロンを開設しています。

また、育児に対する不安感や負担感を解消するため、各地域の保育所を身近な子育て支援拠点と位置付け、保育所入所前から登録保育園でのサービスを受けられるようにする「マイ保育園」への登録を実施しています。

【地域での子育て支援の状況】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

事業	現状
一時保育事業	全保育所で実施 休日保育を実施する保育所においては、日曜・祝日の一時保育も対応
子育て短期支援事業	ショートステイ…未実施 トワイライトステイ…未実施
地域活動事業	全保育所で実施
子育て支援センター	あずま保育所・中加積保育園内に設置 子育て相談や育児講座、子育てサロン等を実施
マイ保育園	市内 10 ヶ所の保育所で実施



7 幼稚園における子育て支援

(1) 幼稚園の状況

平成26年5月1日現在、市内には私立幼稚園5か所があり、321人が入園しています。

すべての幼稚園において、通常の教育時間終了後希望する幼児を対象に、引き続き幼稚園の教育活動の一環として保育を行う「預かり保育」を実施しています。

【各園の状況】

(平成26年5月1日現在)

幼稚園名	所在地	保育時間	備考
(私立) 同朋幼稚園	常盤町630	平日 9:30～14:30 土曜日8:00～16:30 延長 7:00～8:00 18:00～19:00	
(私立) 北加積幼稚園	大島新509-1	平日 8:00～16:00 土曜日8:00～11:00(※) 延長(平日) 7:00～8:00 16:00～19:00 (土曜日)7:00～8:00 11:00～12:00	第一・第三土曜 (自由登園)
(私立) 早月加積幼稚園	追分3801	平日 8:00～14:30 土曜日8:00～12:00(※) 延長 14:30～18:00	第一・第三土曜 (自由登園)
(私立) 希望幼稚園	田中新町2005	平日 9:00～15:00 土曜日 なし 延長 7:30～9:00 15:00～18:00	
(私立) 西加積幼稚園	下梅沢31	平日 8:30～15:30 土曜日 なし 延長 7:00～8:30 15:30～19:00	

(2) 地域の子育て家庭を対象としたサービス

事業	現状
一時預かり	私立幼稚園（4か所）で実施
親子サークル	全幼稚園で未就学園児親子を対象として、同年齢の子どもとの交流や子育ての情報交換、親子のスキンシップなどの促進を図る「親子サークル」を定期的実施
子育て講座等	各幼稚園において、専門の講師を招き子育てや家族のあり方について考える子育て講座等を随時実施

8 小・中学校における児童育成・子育て支援

(1) 児童・生徒数

現在、市内には7つの小学校があり、81学級、児童数1,827人です。

児童数は平成22年度の2,014人と比較すると平成26年度は1,827人と187人減少しています。

【小学校の状況】

(各年度5月1日現在)

年度	学校数	学級数	教員数(人)	児童数(人)
平成22年	7	85	119	2,014
平成23年	7	86	122	1,989
平成24年	7	83	125	1,974
平成25年	7	81	126	1,917
平成26年	7	81	125	1,827

【各校の状況】

(平成26年度)

学校名	学級数	教員数(人)	児童数(人)
寺家小学校	11	18	276
田中小学校	11	18	225
東部小学校	18	27	446
西部小学校	18	26	455
南部小学校	9	13	171
北加積小学校	7	12	182
東加積小学校	7	11	72

一方、中学校は2校あり、33学級、生徒数は1,012人です。生徒数は平成22年度の1,038人と比較すると26人減少しています。

【中学校の状況】

(各年度5月1日現在)

年度	学校数	学級数	教員数(人)	生徒数(人)
平成22年	2	31	70	1,038
平成23年	2	33	69	1,027
平成24年	2	33	70	1,024
平成25年	2	33	72	1,009
平成26年	2	33	71	1,012

【各校の状況】

(平成26年度)

学校名	学級数	教員数(人)	生徒数(人)
滑川中学校	19	45	631
早月中学校	14	26	381

(2) 子育て支援・児童育成への取り組み

子育て支援・児童育成への取り組み状況は次のとおりです。

① 子どもの居場所づくり

市内全小学校区に放課後児童育成クラブ（9か所）があります。

【放課後児童育成クラブの状況】

（平成26年4月1日現在）

クラブ名	登録児童数	所在地	開設時間	備考
寺家小学校下 児童育成クラブ (ひまわりクラブ)	41人	吾妻町426(東 地区公民館 内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成11年度設置
田中小学校下 児童育成クラブ (にこにこクラブ)	41人	加島町194(西 地区公民館 内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成13年度設置
東部小学校区児童 育成クラブ (ほのぼのクラブA)	42人	四ッ屋135-1 (東部小学校 敷地内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成21年度分割 (平成15年度設置)
東部小学校区児童 育成クラブ (ほのぼのクラブB)	47人	四ッ屋135-1 (東部小学校 敷地内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成21年度分割 (平成15年度設置)
北加積小学校区 児童育成クラブ (WAYWAYクラブ)	22人	中塚432(北加 積コミュニティ防災 センター内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成14年度設置
東加積小学校区 児童育成クラブ (ほたるの家)	7人	大崎野244(東 加積地区公民 館内)	18時まで	平成16年度設置
南部小学校下 児童育成クラブ (のびっ子クラブ)	31人	赤浜573(中加 積地区公民館 内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成8年度設置
西部小学校下西部 児童育成クラブ (元気っ子クラブ)	36人	上島471 (西部小学校 内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時まで	平成21年度分割・ 設置
西部小学校下 児童育成クラブ (元気っ子クラブ)	35人	下梅沢31-1 (西加積地区 公民館内)	(月～土曜日、振替・長 期休業日を含む) 18時15分まで	平成9年度設置

② 「14歳の挑戦」事業

自分の可能性や生きる力を見いだそうと、中学2年生を対象に、学校を離れて地域の中で体験活動を行っています

9 地域・市民の子育て支援活動

子育て家庭を支援する地域団体や市民の活動は次のとおりです。

【子育てサークル】（現在、子育て支援センターで把握できているもののみ）

サークル名	活動拠点
トトロ	子育て支援センター
キラリン	子育て支援センター
ミッフィー	子育て支援センター
おひさま	児童館
なかよし	童和保育園
ちびっこ広場	中加積保育園
すくすく	上小泉保育園
のびのびキッズ	浜加積保育園
なかよしひろば	和光保育園
よちよちクラブ	同朋保育園
にこにこクラブ	同朋幼稚園
わくわく	西加積保育園/西加積幼稚園
ぴよぴよ	早月加積幼稚園
ちゅうりっぷ	北加積幼稚園
きらきら	希望幼稚園

【主任児童委員、民生委員・児童委員】

主任児童委員を中心に、保育サポートや行事等の支援、子育てサロンの活動支援など、子育て活動へ臨機応変に対応されています。

【各種団体】

市連合婦人会や市更生保護女性会等では、活動計画の一環として、子育て支援事業を積極的に実施されています。

10 母子保健サービスの状況

本市の母子保健サービスは、滑川市民健康センターを中心に妊娠・出産・育児のライフサイクルに応じて総合的な母子保健サービスの提供を目指し、以下のような取り組みを行っています。

事業	内容 (H26 年度)	実績 (H25 年度)
パパママ教室	・妊娠7か月以降の夫婦を対象に、妊娠・出産・育児について講義や沐浴実習、妊婦体験を実施し、知識の習得や男性の育児参加を支援。	・4回/年 (土曜日開催) 受講者 61組
プレママさんのすこやかセミナー	・妊娠5か月以降の妊婦を対象に、マタニティヨガの体験や妊娠期の栄養についての講義・実習を実施。(希望者のみ母乳育児の講義実施：ママと赤ちゃんのふれ愛会と合同。)	・4回/年 受講者 妊婦 32人
ママと赤ちゃんのふれ愛会	・生後4か月までの乳児をもつ母親を対象に、助産師による母乳育児を中心とした講義・個別相談を実施。(絵本の読み聞かせ体験も同時実施)	・4回/年 受講者 親子 44組
健康診査及び育児支援	・妊産婦を対象に、医療機関に委託して個別健診を行い、保健管理の向上を図る。 ・乳幼児集団健診及びその機会をとらえた教育・相談・育児支援事業の実施。11～13か月児を対象に、市内医療機関に委託し個別健診(すこやかお誕生健診)を実施。 4か月児健診： 事故防止指導 離乳食相談指導 絵本の読み聞かせ体験 1歳6か月/3歳児健診： 育児支援個別相談 栄養相談	・妊婦一般健診(14回) 通年延べ 2,981人/妊婦精密健診(必要者) 通年 15人/産婦一般健診(必要者) 通年 59人 ・4か月児健診 12回/年 (265人・98.5%) ・すこやかお誕生健診 通年 228人 ・1歳6か月児健診 12回/年 (237人・98.8%) ・3歳児健診 12回/年 (290人・98.3%)
訪問指導	・妊産婦、新生児、健診未受診児、健診後のフォロー等必要に応じ、訪問相談を実施。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業：生後4か月までの乳児家庭を対象に、母親の育児不安の軽減や子どもの健全育成等を目的に助産師・保健師・母子保健推進員が全戸訪問を実施。 ・未熟児等訪問指導：低出生体重児、ハイリスク児等に対し、病院からの未熟児連絡票等を基に症状や家庭環境に応じて、適切な養育訪問指導を実施。	・妊産婦 延 505人 ・未熟児 延 85人 ・乳児(新生児含む) 延 370人 ・幼児 延 3人

相談指導	<p>・「来所相談」： 母子健康手帳の交付や予防接種手帳等を発行。その際に母子健康管理及びライフサイクルに応じた保健情報提供、保健師・栄養士・助産師による育児・栄養個別相談を実施。</p> <p>・「すこやか子育て相談会」： 乳幼児とその保護者を対象に、保健師・栄養士・助産師による個別相談、身体計測、子育て支援センターの紹介等を実施。また、健診後のフォローの場として活用。</p> <p>・「ほたるっこ広場（言語・発達相談）」： 健診、相談等において言語、発達等に不安がある幼児と養育者を対象に、保育士・言語聴覚士等による個別相談を実施。</p> <p>・「ジャングルジム（親子の遊び教室）」： 健診、相談等において支援が必要な幼児と養育者を対象に作業療法士等による感覚統合訓練を主とする集団及び個別支援を実施。また、保育等に関わる従事者が、親子への具体的な支援の方法を学ぶ。</p>	<p>・月～金曜日随時</p> <p>・妊産婦 延 301 人</p> <p>・乳幼児 延 614 人</p> <p>・6回／年 延 親子 131 組</p> <p>・10回／年 延 親子 98 組</p> <p>・12回／年 延 親子 103 組</p>
いるかランド	<p>・何らかの障害をもつ乳幼児と保護者を対象に、交流・情報交換を支援。</p>	<p>・H20 年度より要望なし。事業実施なし。</p>
歯科保健	<p>・「幼児フッ素塗布」： 1歳6か月児～3歳児までの希望者を対象に、半年に1回（計4回）フッ化物歯面塗布及び歯科衛生士等による個別指導を実施。</p>	<p>・24回／年 延 669 人</p>
予防接種	<p>・個別接種 ヒブ・小児用肺炎球菌、不活化ポリオ、4種混合、3種混合、2種混合、日本脳炎1期・2期、MR1期・2期、BCG、麻疹、風疹、子宮頸がん、(H26.10～水痘)、訪問・健診や教室・相談等の場を利用した、予防接種の受け方等の啓発。</p>	<p>ヒブ 延 1,160 人</p> <p>小児用肺炎球菌 延 1,116 人</p> <p>不活化ポリオ 延 238 人</p> <p>4種混合 延 825 人</p> <p>3種混合 延 230 人</p> <p>2種混合 312 人</p> <p>日本脳炎1期 延 1,171 人</p> <p>〃 2期 254 人</p> <p>MR 1期 246 人</p> <p>〃 2期 261 人</p> <p>BCG 227 人</p> <p>麻疹 延 0 人</p> <p>風疹 延 0 人</p> <p>子宮頸がん 延 106 人</p>

不妊治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成することで経済的及び精神的負担を軽減し、少子化対策の一助として実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 65 件 (1 回の治療につき 10 万円まで、同一年度において 3 回を限度として助成。)
母子保健推進員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てサポーターとして、親子と健康センターをつなぐ活動等を実施。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業：生後 4 か月までの乳児家庭を対象に、母親の育児不安の軽減や子どもの健全育成等を目的に実施。 ・絵本の読み聞かせ体験：4 か月児健診、ママと赤ちゃんのふれ愛会参加者を対象に絵本を通じた親子のふれあいを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員 15 名。推進員だよりの発行や手作りおもちゃの作成・普及活動を実施。 ・通年 延親子 56 組 ・延 50 人
離乳食指導	<ul style="list-style-type: none"> ・4 か月児健診時に離乳準備期・初期を中心とした試食を通して離乳食各時期のポイントを説明し正しい知識を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12 回／年 263 人
1 歳 6 か月児健診 栄養相談	<ul style="list-style-type: none"> ・1 歳 6 か月児が一日に必要な栄養量、食品の目安量や偏食等の相談に応じ、幼児期からの正しい食生活習慣形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12 回／年 8 人
3 歳児健診 栄養相談	<ul style="list-style-type: none"> ・3 歳児が一日に必要な栄養量、食品の目安量や偏食・肥満等の相談に応じ、幼児期からの正しい食生活習慣形成を図る。 ・3 歳児健診対象児の全保護者にバランス食・朝食の大切さを説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12 回／年 311 人
すこやか子育て 相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談の実施 育児の中で「離乳食」についての相談が多い実情から、乳児の成長にあわせた各時期の離乳食の実際について、具体的に指導を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6 回／年 48 人
食でゲンキッズ なめりかわ	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生とその保護者に対して「食」についての学習と調理実習体験を通し、健全な食生活の習慣づけと豊かな人間形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 回／年 77 人 保護者 32 人 児童 45 人

食育クラブ	・小学生を対象に実際に食材に触れて料理を作るという体験を通じ、食についての興味をもつことで親や家族にも食生活の意識づけを図り、食育の推進につなげる。	・全小学校校区で実施 7回 464人
中高生の食育講座	・思春期からの食行動の自立が始まる時期に適切な食生活を選択できるよう、食に関する正しい知識を身に付け、その後の健全な食習慣の実践につなげる一助とする。	1回 63人
食育むし歯予防教室	・保育所（園）、幼稚園児を対象に歯科衛生士による歯みがき指導、管理栄養士による食に関する教育を実施。	・7回／年 458人
食育にこここ教室	・保育所（園）、幼稚園児を対象に管理栄養士・食生活改善推進員・食育サポーターによる食に関する指導、クッキングを実施	55回/年 1,847人

11 子育て家庭に対する経済的支援

経済的な支援を必要とする家庭に対して、市ではこれまで次のような各種手当て、給付金等事業を行っています。

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

事業	内容
児童手当支給事業	中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している人で、前年の所得が一定額未満の人に給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳未満の児童 月額 15,000 円 ・ 3 歳以上の小学校修了前の児童 <ul style="list-style-type: none"> 第 1・第 2 子 それぞれ 月額 10,000 円 第 3 子以降 それぞれ 月額 15,000 円 ・ 中学生 月額 10,000 円
児童扶養手当支給事業	父（母）のいない児童又は父（母）が監護しない児童を養育する人で、前年の所得が一定額未満の人に給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全部給付世帯 月額 41,020 円 ・ 一部支給世帯 月額 41,010～9,680 円（2 人目 5,000 円、3 人目以降 3,000 円加算）
特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に中程度以上の障害のある 20 歳未満の在宅の重度障害児を養育している保護者に給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級（重度障害児） 月額 50,050 円 ・ 2 級（中度障害児） 月額 33,330 円
心身障害児通園通学費助成事業	盲・ろう・養護学校、通園訓練施設へ通園通学している児童に対し、通学費の一部を助成
心身障害児童年金	3 歳以上義務教育終了までの心身障害児を扶養する保護者に対して給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度により、年額 14,500 円又は 12,000 円
子ども医療費助成事業	中学校 3 年生までの通院医療費及び小学校修了までの入院医療費の保険医療費本人負担分を助成
妊産婦等医療費助成事業	妊娠中毒症、貧血、産科出血、心疾患、糖尿病、切迫早産に罹病した妊婦及び産婦を対象に、医療費の保険医療費本人負担分を助成
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の母（父）及びその児童、両親のいない児童及びその児童を養育している人を対象に、医療費の保険医療費本人負担分を助成
助産施設への入所	保健上、入院助産が必要であるにもかかわらず、経済的理由により困難な人は助産施設（厚生連滑川病院に併設）を利用して出産することが可能
母子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び寡婦の生活安定、子どもの福祉を図るために、無利子又は低利子で各種資金の貸付
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就業を促進するため、教育訓練経費や資格取得期間の生活費を助成 （自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）
とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業	一時保育や予防接種等に利用できる「とやまっ子子育て応援券」を配布し、子育て家庭の身体的・経済的負担を軽減
保育所保育料・幼稚園保育料軽減事業	第 3 子以降の園児の保育料を無料化し、多子世帯の子育て支援を推進
幼稚園就園奨励事業	幼稚園の就園を奨励するため、保育料を減免し保護者負担を軽減
奨学金給付・貸与事業	高校生及び大学生への奨学金給付・貸与を行い、保護者の負担を軽減

12 児童虐待に対する取り組み

平成 12 年度に施行された子どもたちの尊い命と人権を守るための「児童虐待の防止等に関する法律」が、平成 16 年度に一部改正され、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされました。これにより、住民に身近な市町村が、予防や早期発見を中心に担うこととなりました。

【市家庭児童相談室が関わった児童虐待の件数（実数）】

年 度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他	合 計
平成 22 年度	5(6)	0	1(1)	2(2)	8(10)	16(19)
平成 23 年度	3(4)	0	1(1)	0	6(10)	10(15)
平成 24 年度	2(3)	0	2(2)	0	8(15)	12(20)
平成 25 年度	2(3)	0	2(2)	0	11(23)	15(28)

注) 虐待種別の用語の説明

身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的暴行

性的虐待：児童に対するわいせつ行為やわいせつ行為の強要

ネグレクト：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為

心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為

市では、平成 19 年 3 月に設立した「滑川市要保護児童対策地域協議会」を活用し、市の保健・医療・福祉・教育の行政機関、警察等の関係機関や団体が、児童虐待情報を共有化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等の対策を行っています。

事業	内容
実務担当者会議・個別ケース検討会議	・要保護児童の家族に直接かかわる者や関係機関が概ね 3 月毎に集まり、情報交換や支援の方向性を協議
児童虐待防止講習会	・小中学校・幼稚園教諭や保育士等、児童と実際に現場で接する関係者を対象として、児童虐待問題に関する知識を深め、的確に事例に対応するため、講習会を開催
1歳6か月児健康診査協力	・子育て支援センターの保育士が健康診査に参加し、育児情報の提供や子育て支援センターの紹介等を実施
主任児童委員、民生委員児童委員による虐待予防活動	・主任児童委員及び民生委員児童委員に協力いただき、地域での虐待予防や若年母の見守り活動を実施
虐待相談	・家庭児童相談員や母子自立支援員等が、市民からの相談を受け付けているほか、必要があれば児童相談所に通告し、関係機関が連携した援助を実施

13 子育て支援サービスの情報提供

市内の子育て関連施設やイベント等の子育て関連情報を、広報や市のホームページ等により、提供しています。

【子育て関連情報の提供状況】

媒体	内容
広報なめりかわ	・子育てに関する情報を掲載
各種パンフレット・ポスターの設置	・市役所窓口や子育て関連施設、地区公民館等に子育て関連のパンフレットやポスターを設置し、子育て関連情報を周知
滑川市ホームページ	・子育て関連施設や各種手当、医療費助成、母子保健等子育て支援に関する情報を掲載
子育て支援ガイド	・保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等子育て関連施設の情報や、子育てマップを掲載した「子育て支援ガイド」を作成・配布
なめりかわ子育てメール	・子育て支援センター、児童館、保育所等の行事案内や健診情報、子育てひとくちメモ等を登録者に子どもの月齢に合わせて配信
Net 3（ケーブルテレビ）	・子育てに関する情報や、保育所、幼稚園、児童館等の行事を放映



14 子育て家庭の状況と課題（ニーズ調査結果から）

■ひとり親

「ひとり親家庭」は就学前児童、小学生児童、共に5%前後

「配偶者がいない」とする割合は、就学前児童で4.6%、小学生児童で6.8%となっている。

■子育てを主に担っている方

「父母ともに」と「主に母親」が半々

子育てを主に担っている方は、就学前児童・小学生児童ともに「父母ともに」が5割を超えているが、「主に母親」も4割程あり、母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえる。

■日頃、子どもを見てもらえる親族・知人等の存在

「いずれもない」が6~10%

子どもを見てもらえる親族・知人等の有無については、就学前児童・小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割前後で最も高く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も、就学前児童で42.4%、小学生児童で32.8%と高い。

しかし、「いずれもない」も就学前児童で6.9%、小学生児童で9.3%あり、潜在的に支援を要する家庭と考えられる。

■保護者の就労状況

父親は「フルタイムで就労」が約9割

母親についても就学前児童で「就労中」が約7割、小学生児童で約9割

保護者の就労状況では、父親は「フルタイムで就労」が約9割となっている。就学前児童の母親は、パート、アルバイトも含めると就労中は69.5%、休業中である者を含めると79.4%。小学生児童の母親は、パート、アルバイトも含めると就労中は91%、休業中である者を含めると92.9%。

いずれも高い割合となっており、働きながら子育てをする母親のニーズに対応することが求められる。

■就労している保護者の就労時間

父親は「11時間以上」母親は「8時間」の割合が高い

就労している保護者の1日あたりの就労時間は、父親については就学前児童で「8時間」が34.0%となっているものの、次いで「11時間以上」が

25.4%となっている。母親は就学前児童でも「8時間」が34.8%と最も高く、子どもが小さいうちから、長時間の就労をしている。「子育てを主に担っている」とする割合も高いことから、母親の負担が過重になっている状況がうかがえる。父親のワーク・ライフ・バランスも課題となっている。

■教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

「利用している」が約9割、利用している事業は保育所が約7割

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が87%で大半となっている。利用している事業については、「保育所（園）」が68.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が18.2%、「認定こども園」については11.7%となっている。

■教育・保育事業を利用する理由（就学前児童）

「親が就労している」が約8割、「教育や発達のため」が約7割

教育・保育事業を利用している理由では、「子育てをしている方が現在就労している」が79.5%で利用目的の大半となっている。次いで多いのが「子どもの教育や発達のため」で67.1%となっている。

保護者は教育・保育事業を利用するに当たっては、働きながら子育てをするための支援的役割を期待しており、それに次ぐ、子どもの教育や発達に対する期待にも応えていく必要がある。

■今後利用したい教育・保育事業（就学前児童）

「保育所（園）」が約7割、「幼稚園」が約3割

今後利用したい教育・保育事業は「保育所（園）」が68.2%で最も高く、次いで「幼稚園」29.1%、「認定こども園」16.7%となっている。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用意向（就学前児童）

「利用していない」が約9割、しかし「利用していないが、今後利用したい」が約2割

「地域子育て支援拠点事業を利用している」は8.8%であり、決して高くはないが、今後の利用意向は20.1%あり、潜在的なニーズはあるといえる。利用したいと思えるような内容と環境を備え、認知度を上げていく必要がある。

■土曜・休日の教育・保育事業利用意向（就学前児童）

定期的な利用意向は「土曜日」が約1割、「日曜日・祝日」が2%程度

土曜日の教育・保育事業の定期的利用意向は10.3%、日曜日・祝日は1.7%となっている。また、その際の利用したい時間帯については、平日と変わらない時間帯で利用したいことがうかがえる。

■病児・病後児保育の利用意向(就学前児童)

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約4割

病児・病後児保育の利用意向について、仕事を休んで対応した保護者のうち、「病児・病後児保育施設等を利用したい」意向があるのは41.8%となっている。

そのうち、望ましい事業形態としては「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が73.8%、「他の施設(幼稚園・保育園等)に併設した施設で子どもを保育する事業」が65.2%となっている。

■放課後児童クラブの利用意向

就学前児童では、小学校1～3年時が約4割、4～6年時が約2割

小学生児童では、小学校4～6年時が6割

小学校3年生までの放課後児童クラブの利用意向は、就学前児童で37.8%、小学校4年生以降になると利用意向は低くなり、19.8%となっている。小学生児童のアンケート対象が、現在の放課後児童クラブ利用者が大半となったため、小学校4年生以降の利用意向が64%と高くなったものと思われる。

■育児休業の取得状況(就学前児童)

母親は、47.1%、父親は2.3%の取得状況

また、父親は「取得していない」が約9割、母親は「働いていなかった」が約4割

育児休業の取得状況は、母親が47.1%、父親が2.3%で開きが出ている。また、母親は子どもが生まれたとき、「働いていなかった」が39%あり、育児休業を取得せず、妊娠・出産を期に仕事を辞めているケースもあることがうかがえる。

■育児休業の取得期間(就学前児童の母親)

実際の取得期間も希望取得期間も「子どもが1歳まで」の回答が最も高い
ただし、勤め先に3歳までとれる制度があれば「3歳以上」まで望む回答が最も高い

母親の育児休業取得期間について、実際に取得した期間も希望取得期間

も「1歳まで」が最も高い。実際の取得期間と希望の取得期間が異なる母親にその理由をうかがったところ、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が41.7%で最も高かった。ついで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が37.6%であった。

滑川市では待機児童がおらず、希望する時期にほぼ入所が可能なことから、育児休業取得期間に影響を与えているものは「経済的理由」が高いことがうかがえる。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、「滑川市次世代育成支援行動計画」の理念を引き継ぎ、次のとおりとします。

地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり

近年、夫婦が希望する数の子どもを持つことに困難を感じたり、親が子育てやしつけに対して負担感を抱くなど、家族形態や地域社会が大きく変化してきています。

このような状況下にあって、出産や子育てに関する様々な負担や困難をできるだけ軽減していくとともに、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要であり、家族や地域の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

次代を見据え、社会全体が子育てしやすい環境となるよう、地域みんなで子育て家庭を積極的に支援し、未来につながる“ひかりのまちづくり”を目指します。

2 重点的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す10の項目を重点的な視点とします。

視点その1 子どもの視点

子ども・子育て支援の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものという視点を持ちます。

視点その2 次代の親づくりという視点

子どもが親になった時、子育てが楽しく思え、子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを、さらにその次の世代に伝えられるような“次代の親づくり”という視点を持ちます。

視点その3 サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。個別のニーズに柔軟かつ総合的に対応していくという、利用者の視点を持ちます。

視点その4 社会全体による支援の視点

子育ては家庭の最も重要な機能であり、その責務も家庭で負うべきであるものの、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化等より、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、子育てを地域ぐるみで支援していくという視点を持ちます。

視点その5 仕事と生活の調和の実現の視点

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるということは、少子化対策の観点からも重要であるという視点を持ちます。

視点その6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

次代の親たちの結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援していくことは、結婚や子育てに関する希望を実現するために重要であるという視点を持ちます。

視点その7 すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援の推進においては、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点を持ちます。

視点その8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな方など、

地域における人的資源を十分かつ効果的に活用していくという視点を持ちます。

視点その9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためにはサービスの質を確保することが重要であることから、サービスの質を評価し、向上させていくという視点を持ちます。

視点その10 地域特性の視点

滑川市の豊かな自然環境や、地域特性を生かし、伝統文化等の様々な地域資源を十分かつ効果的に活用し、地域ぐるみで子育てを支援していくという視点を持ちます。

3 基本目標

基本理念を実現するために、次の3つを「滑川市子ども・子育て支援事業計画」における基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

- 1 すべての子どもの健やかな育ちを守ります
- 2 親と子の学びと育ちを地域ぐるみで支援します
- 3 子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援します



【基本目標 1】すべての子どもの健やかな育ちを守ります

妊娠・出産期からの親子の成長への切れ目ない支援を行い、母子保健サービスの充実に努めることにより、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。

また、児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、要保護児童等の支援を行うとともに、ひとり親家庭や障害がある子どもとその家族など、多様な家庭に対する施策の充実に努めます。

そして、子どもたちが安全に遊ぶことができる場を確保し、その健全な育成に資するため、関係機関や団体等との連携のもとに、地域住民が一体となって子どもの健全な成長のための取り組みに努めます。

施策の基本方向	具体的な施策内容
(1) 子どもや母親の健康の保持と増進	① 小児・周産期医療の充実 ② 母子保健サービスの充実 ③ 「食育」の推進 ④ 思春期保健対策の充実
(2) 特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実	① 要保護児童等の支援 ② ひとり親家庭等への支援 ③ 障がい児施策の充実 ④ 専門的な医療や教育の提供 ⑤ 関係機関との連携充実による児童虐待等の未然防止
(3) 安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境整備	① 子どもの遊びの活動拠点整備 ② 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進 ③ 子どもの安全確保
(4) 子どものための良質な生活環境の確保	① 化学物質環境対策事業 ② 市営住宅維持管理事業

【基本目標 2】親と子の学びと育ちを地域ぐるみで支援します

核家族化等により、世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。このため、家庭生活や子育てについての意識啓発や地域の子育て自主サークル等の育成・支援に努めるとともに、子育てに専念している家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

身近な地域での相談機会を確保していくため、教育・保育施設や子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実を図ります。子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会を提供していくとともに、父親の育児参加を促進していきます。

また、多様なニーズに対応するため、保育サービスの拡充を図り、安心して子育てしやすい環境づくりにつとめます。

幼保小の連携強化を図り、子どもの育ちや学びをつなぐ取り組みを充実していきます。

施策の基本方向	具体的な施策内容
(1) 子育てしやすい地域環境づくり	① 地域における子育て支援や、地域ぐるみの児童健全育成の推進 ② 子育てに対する経済的支援
(2) 地域ぐるみでの子育て意識の醸成と啓発	① 子育て支援のネットワークづくり ② 次代の親の育成 ③ 子どもの生きる力向上 ④ 家庭や地域の教育力の向上
(3) 保育所（園）、幼稚園等における支援の充実	① 多様な保育サービス等の充実 ② 幼稚園教諭及び保育士の資質向上 ③ 教育・保育給付の適正な実施
(4) 幼・保・小連携の推進	① 関係機関との連携の充実 ② 幼・保・小連携推進と強化

【基本目標3】子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援します

男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図り、働きやすい職場環境の整備促進に努めます。

事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両社が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境作り及び意識啓発を推進します。

子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援の推進に向けて広報・啓発活動の推進に努めます。

施策の基本方向	具体的な施策内容
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と意識づくり ② 仕事と子育ての両立支援 ③ 雇用環境の整備

4 基本施策の体系と事業目標

1. すべての子どもの健やかな育ちを守ります

(1) 子どもや母親の健康の保持と増進

妊娠期、出産期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するため、乳幼児健診事業、教育・訪問・相談事業、歯科保健事業など各種の母子保健にかかわる事業の推進を図ります。

① 小児・周産期医療の充実

事業 1	小児・周産期医療対策事業 (健康センター)
事業概要	小児・周産期医療の確保、充実及び富山医療圏との連携を図る。
事業目標	継続実施

② 母子保健サービスの充実

事業 1	妊産婦検診 (健康センター)
事業概要	妊産婦の心身の健康保持のため、母子健康手帳交付時から妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行う。 ・妊婦一般健康診査 ・妊婦精密健康診査 ・産婦健康診査 として実施。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 2	健康教育事業 (健康センター)
事業概要	妊娠、出産等に関する正しい知識の普及や知識の習得、男性の育児参加の促進に努める。 ・パパママ教室 ・プレママさんのすこやかセミナー ・ママと赤ちゃんのふれ愛会 として実施。
事業目標	普及啓発事業の継続実施

事業 3	訪問指導事業 (健康センター)
事業概要	親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦訪問 ・新生児訪問 ・未熟児訪問 ・乳児家庭全戸訪問 ・養育支援訪問 として実施。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 4	相談指導事業 (健康センター)
事業概要	子どもの健やかな発達の促進、両親の育児不安・ストレスの軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談会 ・所内相談 として実施。
事業目標	相談指導事業の継続実施

事業 5	乳幼児健康診査 (健康センター)
事業概要	子どもの健康が確保できるよう集団健診及びその機会を捉えた健康教育・相談・育児支援事業の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診 ・すこやかお誕生健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 として実施。
事業目標	継続実施

事業 6	発達・療育支援相談事業 (健康センター)
事業概要	言語・発達等の療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケアに努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ほたるっこ広場 ・ジャングルジム として実施。
事業目標	継続実施

事業 7	歯科保健事業 (健康センター)
事業概要	母と子の口の健康づくりを支援し、生涯にわたる口腔機能の維持につなげる。 ・妊婦歯科健康診査 ・フッ素塗布 として実施。
事業目標	継続実施

事業 8	母子保健推進員活動事業 (健康センター)
事業概要	育児不安の解消を目的とした訪問や親子のふれあいを支援する絵本の読みきかせ、地域の子育てサポーター活動等を実施。
事業目標	継続実施

事業 9	不妊治療費助成事業 (健康センター)
事業概要	高度生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）による不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成。
事業目標	継続実施

③ 食育の推進

事業 1	妊産婦食育教室事業 (健康センター)
事業概要	妊娠中に必要な食事内容や、授乳期の栄養についての正しい知識や技術の普及を図る。 ・プレママさんのすこやかセミナー ・ママと赤ちゃんのふれ愛会 として実施。
事業目標	継続実施

事業 2	乳幼児食育教室事業 (健康センター)
事業概要	子どもの成長や発達に合った離乳への支援、食への興味や関心を高め、健康的な食習慣の基礎作りを図る。 ・離乳食指導 ・食育むし歯予防教室 ・食育にこにこ教室 ・キッズ料理教室 ・子育て世代の食育講座 として実施。
事業目標	継続実施

事業 3	学齢期～青年期食育教室事業 (健康センター)
事業概要	食についての正しい情報を広く提供し、定着に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における食育講座 ・食育クラブ ・中高生の食育講座 ・若者世代の食育講座 として実施。
事業目標	継続実施

事業 4	相談指導事業 (健康センター)
事業概要	個々の子どもの成長や発達に合った食育相談を実施し、乳幼児期の健康増進の支援に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健診栄養相談 ・3歳児健診栄養相談 ・すこやか子育て相談会 ・すこやか食育教室 として実施。
事業目標	継続実施

④ 思春期保健対策の充実

事業 1	健康教育事業、思春期教室 (健康センター)
事業概要	中高生・保護者・関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用など、啓発指導の講演会等を開催する。
事業目標	継続実施

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、子ども課を中心に、福祉介護課や健康センター、児童相談所や保育所、幼稚園、その他関係機関等との連携を図り、情報を共有しながら切れ目ない支援を行っていきます。

① 要保護児童等への支援

事業 1	要保護児童対策事業、児童虐待相談事業 (子ども課)
事業概要	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努める。
事業目標	家庭相談員の継続配置、啓発事業の継続実施

事業 2	家庭児童相談事業 (子ども課)
事業概要	いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の支援に努める。
事業目標	家庭相談員の継続配置、啓発事業の継続実施

② ひとり親家庭等への支援

事業 1	女性相談事業 (子ども課)
事業概要	様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力(DV)の防止に努める。
事業目標	母子自立支援員の継続配置と対応、啓発事業の継続

事業 2	母子家庭等就業推進事業 (子ども課)
事業概要	関係機関・団体との連携を図り、就業相談、講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援の推進に努める。
事業目標	ハローワークとの連携推進、就業支援の継続実施

事業 3	母子福祉資金等貸付事業 (子ども課)
事業概要	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進する。(H26 貸付件数1件)
事業目標	継続拡充(父子家庭の父を対象者に追加)

③ 障がい児施策の充実

事業 1	障がい児相談事業 (福祉介護課)
事業概要	発達の遅れや障がいの子どもの相談に対応するとともに、福祉サービスの調整及び保護者の精神的ケアに努める。
事業目標	継続拡充 (支援)

事業 2	幼児ことばの教室事業 (福祉介護課・子ども課)
事業概要	発音の誤りやことばの発達についての相談や指導を行う。
事業目標	継続拡充 (支援)

④ 専門的な医療や教育の提供

事業 1	養育医療給付 (子ども課)
事業概要	身体が発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費の一部を公費により負担する。
事業目標	継続実施

事業 2	発達障害児支援事業 (子ども課)
事業概要	指導員派遣により発達障害児等に対する相談、支援を実施する。
事業目標	継続実施

⑤ 関係機関との連携充実による児童虐待等の未然防止

事業 1	要保護児童対策協議会の設置・運営 (子ども課)
事業概要	滑川市要保護児童対策地域協議会の充実と関係者会議の設置により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努める。
事業目標	実務者会議やケース会議の充実と継続実施

(3) 安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境整備

子育ての不安・負担を軽減し、安心して子育てできる生活環境の整備に努めます。また、子どもが自身を守れるよう、安全への意識を高める事業を展開します。

① 子どもの遊びの活動拠点整備

事業 1	児童館整備事業 (児童館建設室、子ども課)
事業概要	老朽化している市児童館の改築等を行う。
事業目標	平成 28 年度までに 1ヶ所整備

事業 2	児童遊園等整備事業 (公園緑地課)
事業概要	子どもが安心して遊べる児童遊園等の整備を促進する。
事業目標	現在の 5 か所を現状維持

② 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

事業 1	ユニバーサルデザイン化推進事業 (各課)
事業概要	子ども連れで安心して外出ができ、楽しく安全に遊び生活できるようにユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進する。
事業目標	公共施設等における配慮、視点等の継続実施

事業 2	バリアフリー化推進事業 (各課)
事業概要	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進する。
事業目標	公共施設等における配慮、視点等の継続実施

事業 3	子育て家庭の外出安心事業 (各課)
事業概要	公共施設に妊産婦優先駐車場など、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境を整備する。
事業目標	公共施設等における配慮、視点等の継続実施

③ 子どもの安全確保

事業 1	交通安全啓発事業 (生活環境課)
事業概要	交通事故防止についての広報・啓発活動を行う。
事業目標	各家庭へのチラシ配布など、広報・啓発活動の継続実施

事業 2	交通安全施設等整備事業 (生活環境課)
事業概要	カーブミラー、区画線等を整備し、安全な交通環境の確保を図る。
事業目標	継続実施

事業 3	子どもの交通事故防止対策事業 (生活環境課)
事業概要	子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努める。
事業目標	継続実施

事業 4	交通安全教育事業 (生活環境課)
事業概要	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進する。
事業目標	継続実施

事業 5	チャイルドシート普及啓発活動事業 (生活環境課)
事業概要	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開する。
事業目標	継続実施

事業 6	防犯設備整備事業 (建設課、公園緑地課、学務課)
事業概要	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進する。
事業目標	防犯上必要と判断される箇所への防犯灯などの整備

事業 7	地域防犯活動推進事業 (生活環境課)
事業概要	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の講演会を開催する。 (ほたるいかメール、防災無線などを活用しての情報提供)
事業目標	継続実施

事業 8	こども 110 番の家等支援事業 (生活環境課)
事業概要	こども 110 番の家について、関係機関と協力して、子どもたちへの周知を徹底し、安全に生活できる環境整備に努める。
事業目標	継続実施

(4) 子どものための良質な生活環境の確保

① 化学物質環境対策事業

事業 1	化学物質環境対策事業 (生活環境課)
事業概要	化学物質に関する注意喚起や情報提供を行う。
事業目標	継続拡充 市内の観測局における大気の測定、PM2.5 や光化学オキシダント注意報の発令伝達訓練などを実施し、化学物質に関する注意喚起や情報提供を行う。

② 市営住宅維持管理事業

事業 2	市営住宅維持管理事業 (まちづくり課)
事業概要	良質な市営住宅の整備に努める。
事業目標	平成 26 年度より、旧雇用促進住宅 3 宿舎を定住促進住宅として管理・運営を開始。 良質な市営住宅・定住促進住宅の整備の継続実施

2. 親と子の学びと育ちを地域ぐるみで支援します

(1) 子育てしやすい地域環境づくり

子育ての孤立感や負担感の増大に対応するため、支援体制を整備し、子育てしやすい地域環境づくりに努めます。

① 地域における子育て支援や、地域ぐるみの児童健全育成の推進

事業 1	病児・病後児保育事業 ① 病後児対応型 ② 体調不良児対応型 (子ども課)
事業概要	① 児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる。 ② 保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を看護師等が行う。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 2	ファミリー・サポート・センター事業 (子ども課)
事業概要	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 3	地域子育て支援拠点事業 (子ども課)
事業概要	地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等を行う。乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に交流できる場、子育て相談に応じる場を提供する。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 4	放課後児童対策事業 (子ども課)
事業概要	小学生の安心・安全な放課後の居場所を確保するとともに、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を推進し、充実を図る。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業) <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の全小学校区での継続実施と放課後児童対策事業の一体的・連携実施の推進 (4ヶ所) ・関係機関との連携強化を図り、「放課後子ども総合プラン」に基づき具体的に事業を推進していくため、放課後対策事業運営委員会において協議を行う。 ・学校休業日における活動の実施 (1ヶ所) ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開設時間延長推進 ・活動内容の充実や支援員の資質向上を図るための研修会開催の継続実施 ・民間事業者による多様なサービス提供の検討

事業 5	ボランティア活動支援事業 (福祉介護課、生涯学習課)
事業概要	子育てを支援するボランティアを養成するとともに、地域住民の各種ボランティア活動を支援する。
事業目標	継続拡充 (支援)

事業 6	民生児童委員活動事業 (福祉介護課)
事業概要	民生児童委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図る。
事業目標	継続拡充（支援）

事業 7	児童クラブ活動支援事業 (生涯学習課)
事業概要	子どもの自主性を尊重した児童クラブ活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や地区活動を支援する。
事業目標	継続実施

事業 8	ふれあい交流事業 (福祉介護課、生涯学習課)
事業概要	福祉施設等での世代間交流や郷土芸能などの伝承活動、料理教室など親子でふれあい交流する機会の促進を図る。
事業目標	継続拡充（支援）

事業 9	スポーツ少年団等支援事業 (スポーツ課)
事業概要	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団等での活動を奨励する。
事業目標	保護者の負担軽減を目的とした体育施設等利用の無料化を継続実施する他、幼児期からの運動促進について積極的に取組み、将来的な団員数の増加を目指す。

事業 10	芸術・文化活動支援事業 (生涯学習課)
事業概要	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図る。
事業目標	継続実施

事業 11	体育施設等利用促進事業 (スポーツ課)
事業概要	体育施設及び学校施設の利用促進を図るため、市内スポーツ少年団及び中学校部活動の利用無料化を実施する。
事業目標	継続実施により利用団体数の増加と競技力の向上を目指す。

事業 12	青少年育成滑川市民会議 (生涯学習課)
事業概要	関係機関・団体等との連携により、街頭啓発やキャンペーン事業を実施して青少年の健全育成に努める。
事業目標	継続実施

事業 13	少年補導センター (生涯学習課)
事業概要	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策のため、関係機関・団体との連絡調整を図る。
事業目標	継続実施

事業 14	子ども図書館事業 (生涯学習課)
事業概要	子どもの成長に合わせて、本と読書を通じた子育て支援事業(ブックスタート、読み聞かせ等)を実施する。
事業目標	新規実施

② 子育てに対する経済的支援

事業 1	幼稚園・保育所保育料負担軽減事業 (子ども課)
事業概要	第3子以降の園児の保育料等を無料化し、多子世帯の子育て支援を推進する。
事業目標	継続実施

事業 2	幼稚園就園奨励事業 (子ども課)
事業概要	幼稚園の就園を奨励するため、保護者の負担軽減に努める。
事業目標	施設型給付を受けない私立幼稚園については継続実施

事業 3	児童手当給付事業 (子ども課)
事業概要	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。
事業目標	※子ども・子育て支援給付 継続実施

事業 4	妊産婦・乳幼児・子ども医療費助成事業 (子ども課)
事業概要	妊産婦、乳幼児及び中学生までの児童の医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費を支援する。
事業目標	継続実施

事業 5	児童扶養手当支給事業 (子ども課)
事業概要	父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。
事業目標	継続実施

事業 6	ひとり親家庭医療費助成事業 (子ども課)
事業概要	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費を支援するもの。
事業目標	継続実施

事業 7	奨学金給付・貸付事業 (学務課)
事業概要	高校生及び大学生への奨学金給付・貸付を行い、保護者の負担軽減を図る。
事業目標	継続実施

事業 8	子どものインフルエンザ接種費用助成事業 (子ども課)
事業概要	任意接種である子どものインフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成することで、子どもの健康の保持増進に寄与するとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図る。
事業目標	継続実施 (指定医療機関の拡大を検討する)

事業 9	とやまっ子子育て支援サービス普及推進事業 (子ども課)
事業概要	子育て家庭の身体的・経済的負担軽減を図るため、一時保育や予防接種等に利用できる子育て応援券を配布する。
事業目標	継続実施

(2) “地域ぐるみで子育て”の意識の醸成と啓発

子どもを生み育てることの喜びや意義、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てることの大切さについて意識啓発を行っていきます。

① 子育て支援のネットワークづくり

事業 1	子育てサークル等支援事業 (子ども課)
事業概要	子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進する。
事業目標	継続実施

事業 2	子育てマップ等作成事業	(子ども課)
事業概要	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供する。	
事業目標	継続実施	

事業 3	子育てメール発信事業	(子ども課)
事業概要	子育てサービス等の情報について、ホームページ開設やメール配信により情報提供を行う。	
事業目標	継続実施	

事業 4	子育て支援講演会、研修会等開催事業	(子ども課)
事業概要	講演会、研修会などの開催により、子育てに関する学習の場の提供に努める。	
事業目標	継続実施	

② 次代の親の育成

事業 1	男女共同参画啓発事業	(生涯学習課)
事業概要	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進する。	
事業目標	継続実施	

事業 2	少子化意識啓発事業	(生涯学習課、子ども課)
事業概要	市広報等による意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を行う。	
事業目標	継続実施	

事業 3	ふれあい体験事業	(学務課)
事業概要	小・中・高生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図る。	
事業目標	継続実施	

③ 子どもの生きる力向上

事業 1	心の教室相談員設置事業 (学務課)
事業概要	各中学校に配置する心の教室, スクールカウンセラーによる生徒の悩み等への相談に努める。
事業目標	継続実施

事業 2	適応指導教室設置事業 (学務課)
事業概要	不登校児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応力の回復及び育成を図る。
事業目標	継続実施

事業 3	情報教育研究推進事業 (学務課)
事業概要	小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図る。
事業目標	継続実施

事業 4	思春期教室事業 (情報モラル教育) (生涯学習課)
事業概要	青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進
事業目標	継続実施

事業 5	自然観察学習推進事業 (学務課、子ども課)
事業概要	幼稚園、小中学校において、動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かな心を育む教育を推進する。
事業目標	継続実施

事業 6	ボランティア活動推進事業 (生涯学習課)
事業概要	資源回収や清掃活動などのボランティア活動を推進する。
事業目標	継続実施

④ 家庭や地域の教育力の向上

事業 1	家庭教育支援事業 (学務課)
事業概要	小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図る。
事業目標	継続実施

事業 2	青少年体験学習事業 (生涯学習課)
事業概要	小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供する。
事業目標	継続実施

事業 3	「14歳の挑戦」事業 (学務課)
事業概要	中学2年生を対象に、一週間学校を離れて地域の中で体験活動を行うことにより、自分の可能性や生きる力を見出す。
事業目標	継続実施

(3) 保育所（園）、幼稚園等における子育て支援の充実

子育て家庭のニーズに応じた多様な教育・保育サービスの提供に努めていきます。

① 多様な保育サービス等の充実

事業 1	乳児保育事業 (子ども課)
事業概要	産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※子ども子育て支援給付)

事業 2	延長保育事業 (子ども課)
事業概要	開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 3	休日保育事業 (子ども課)
事業概要	日曜、祝祭日の休日保育について、需要の動向を見ながら実施の拡大を図る。
事業目標	継続実施

事業 4	夜間保育事業 (子ども課)
事業概要	22時までの夜間保育について、需要の動向をみながら実施を検討する。
事業目標	検討継続

事業 5	一時保育、一時預かり事業 (子ども課)
事業概要	保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に児童を預けることができる事業。 幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに希望者を教育（保育）する。
事業目標	子ども・子育て支援事業計画による。 (※地域子ども・子育て支援事業)

事業 6	障がい児保育 (子ども課)
事業概要	健常児とともに集団保育が可能な障がい児の受け入れを実施する。
事業目標	継続実施

事業 7	地域活動、世代間交流事業等 (子ども課)
事業概要	地域住民との世代間交流を始めとする地域活動や、老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を各施設の実情に合わせて実施する。
事業目標	継続実施

事業 8	施設整備費助成事業 (子ども課)
事業概要	老朽化した教育・保育施設の改築費の一部を助成し、環境整備及び環境改善を図る。
事業目標	随時実施

② 幼稚園教諭及び保育士の資質向上

事業 1	研修会等の開催と実施 (子ども課)
事業概要	幼稚園教諭や保育士の資質向上を図り、子育ての手法や情報の提供などを支援するため、各種研修会や勉強会等への参加を奨励する。
事業目標	継続実施

③ 教育・保育給付の適正な実施

事業 1	指導監査の実施	(子ども課)
事業概要	施設の適正な運営を確保するため指導監査を実施し、運営全般について必要な助言指導を行う。	
事業目標	継続実施	

(4) 幼・保・小連携の推進

小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・保育所と小学校との連携強化を図ります。

① 幼・保・小の連携の充実

事業 1	幼・保・小連携合同研修会の開催	(子ども課)
事業概要	合同研修会を開催し、幼・保・小の連携推進を図る。	
事業目標	継続実施	

② 幼・保・小の連携の推進と強化

事業 1	相互参観の実施	(子ども課)
事業概要	幼稚園、保育所と小学校が相互参観し、相互理解を深める。	
事業目標	継続実施	

3. 子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援します

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

出産や子育て期間中の各段階に応じて、多様で柔軟な働き方ができるようワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図り、安心して子育てと仕事ができる環境づくりを目指します。

① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と意識づくり

事業 1	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	(生涯学習課、子ども課、商工水産課)
事業概要	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座の開催やホームページでの情報提供。	
事業目標	継続実施	

事業 2	男女雇用機会均等法等の周知啓発 (商工水産課)
事業概要	関係機関と連携しながら、均等法に沿った雇用管理が行われるよう周知啓発に努める。
事業目標	随時実施

事業 3	父親の子育て参加の促進 (子ども課)
事業概要	父親の家事・育児参加を促進するための事業、セミナー等を開催する。
事業目標	継続実施

② 仕事と子育ての両立支援

事業 1	育児休業、子ども看護休暇制度等の普及啓発 (商工水産課)
事業概要	事業所における育児休業制度等の一層の普及を促進するため、啓発に努め、各助成制度等の周知を図る。
事業目標	随時実施

事業 2	女性の就職支援 (商工水産課)
事業概要	働く婦人の家に女性職業相談員を配置し、再就職を目指す女性の多様なニーズに応じる。
事業目標	継続実施

事業 3	多様な勤務形態の普及・促進活動 (商工水産課)
事業概要	短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度など子育てを行う者が柔軟に働ける制度の普及に努める。
事業目標	随時実施

事業 4	先進企業等の事例紹介 (商工水産課)
事業概要	優れた取り組み事例の収集・紹介等を行う。
事業目標	随時実施

③ 雇用環境の整備

事業 1	事業所内保育施設設置促進事業 (商工水産課)
事業概要	福利厚生制度の一環として事業所内保育施設を設置する事業主に助成し、設置の促進に努める。
事業目標	継続実施

第2部 子ども・子育て支援 事業計画



第1章 目標事業量の推計

事業量の目標を設定するため、国勢調査をもとに、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

【未就学児】

年齢	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	255	239	274	263	255	250	243
1歳	253	271	255	248	241	235	230
2歳	235	230	271	261	255	247	241
3歳	314	268	274	265	258	252	245
4歳	272	305	300	289	283	277	269
5歳	295	275	275	268	257	247	237
計	1624	1588	1,649	1,594	1,549	1,508	1,465

【小学生】

年齢	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
6歳	275	271	277	269	259	250	239
7歳	319	299	297	287	276	265	254
8歳	311	319	307	298	286	274	263
9歳	316	303	302	290	279	268	256
10歳	332	346	337	333	326	319	312
11歳	338	310	318	314	308	301	294
計	1,891	1,848	1,838	1,791	1,734	1,677	1,618

【算出方法】【コーホート変化率法】…5年間の人口増減を変化率としてとらえ、推計する方法

- ・1歳以上の年齢における各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率」を乗じて推計しました。算出式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned}
 & \text{推計対象人口} \\
 & \quad (t+1)\text{年4月1日時点の}(n+1)\text{歳人口} \\
 = & \frac{\text{基準人口}}{t\text{年4月1日時点の}n\text{歳人口}} \times \frac{\text{コーホート変化率}}{(t-1)\text{年4月1日時点の}n\text{歳人口}}
 \end{aligned}$$

- ・0歳の人口は「1歳下の人口」が存在せず、「コーホート変化率」で推計することはできないため、 t 年4月1日～ $(t+1)$ 年3月31日の出生数（ t 年10月1日時点の5歳階層毎女子人口×女子年齢5歳毎平均出生率で出生数を算出）に、「出生数→0歳変化率」を乗じて翌年4月1日時点の0歳人口を推計しました。算出式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned}
 & \text{推計対象0歳人口} \\
 & \quad (t+1)\text{年4月1日時点の0歳人口} \\
 = & t\text{年4月1日～}(t+1)\text{年3月31日の出生数} \times \frac{\text{出生→0歳変化率}}{(t-1)\text{年4月1日～}t\text{年3月31日の出生数}}
 \end{aligned}$$

第2章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

(1) 法律上の定義

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（「子ども・子育て支援法第61条第2項」抜粋）

(2) 国の基本方針

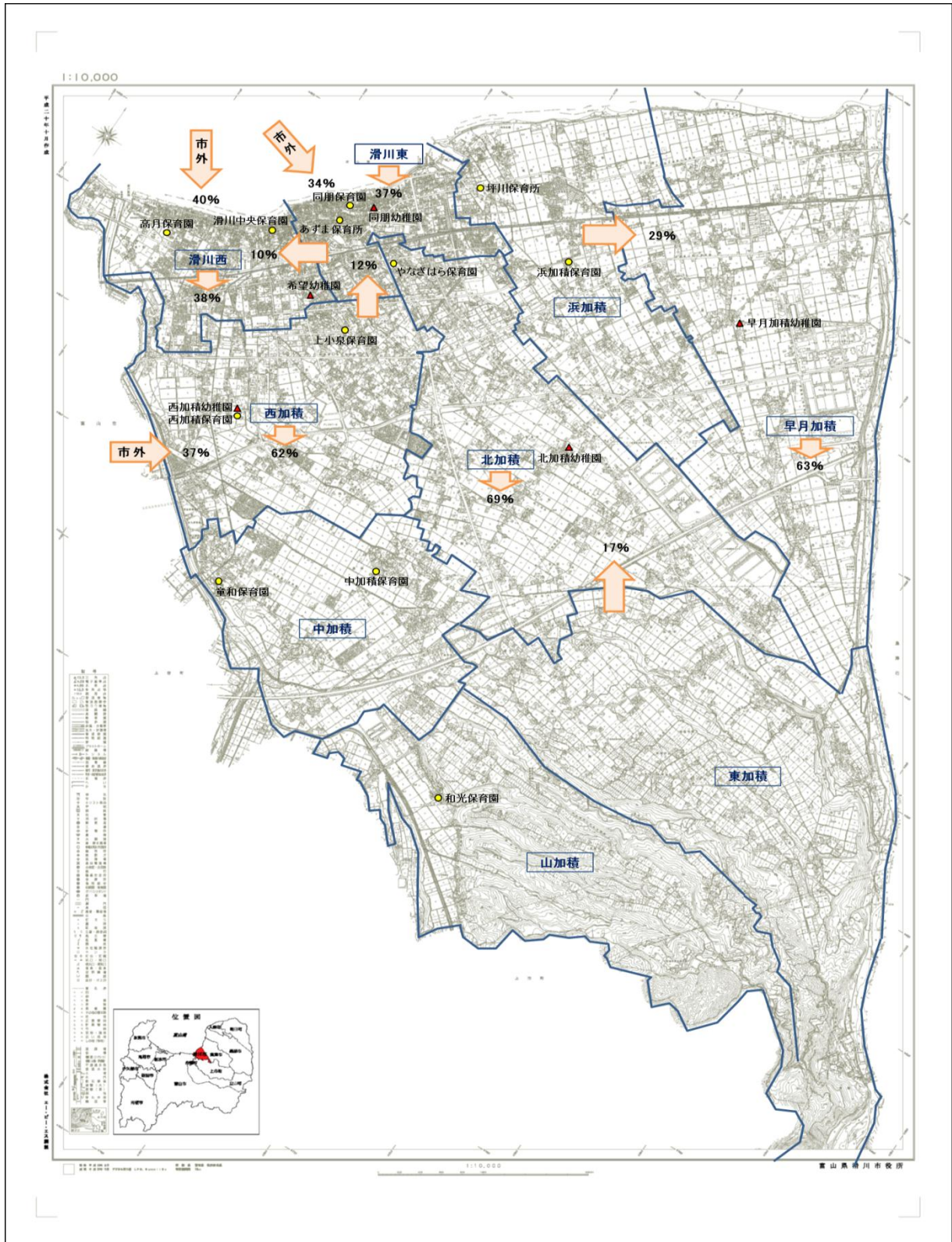
- ① 小学校単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定
- ③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本
- ④ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分または事業ごとに設定することが可能

2 滑川市の教育・保育の提供区域の考え方

(1) 教育・保育に係る広域利用の状況

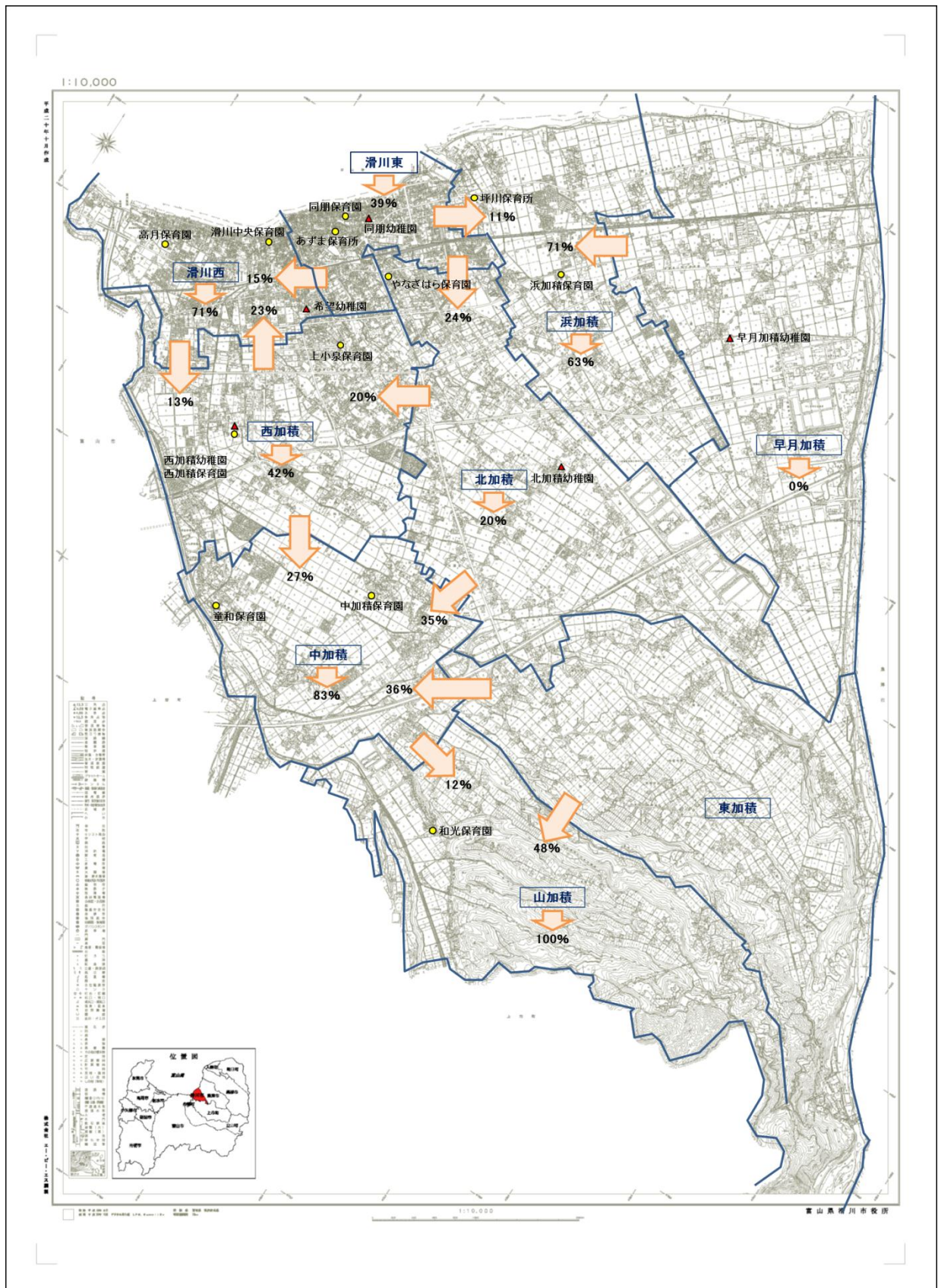
【幼稚園】

(10%未満の広域利用については表記無し)



【保育所】

(10%未満の広域利用については表記無し)



(2) 区域設定の理由

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を検討していく必要があります。

■教育施設の利用現況

幼稚園については、自宅に近いということだけではなく、各幼稚園の教育方針などで選択する保護者も多いことから、区内外に関わらず様々な地域から子どもが通園しています。このため、区域を複数に分けることは、現在の幼稚園の利用実態と異なることにもなります。

■保育施設の利用現況

保育施設についても、自宅に近いということの他に、保護者の通勤経路から選択することが考えられ、幼稚園と同様、区内に複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースも多くなることが想定されます。

実際、滑川市においても(2)で示したように、小学校区域ばかりではなく、中学校区域も超えて横断する広域利用の状況が多く見受けられています。

■その他の現況

- ・現在、教育・保育施設の利用者の送迎は車（マイカー、園バス）が主となっていますが、滑川市は、東西8.5km、面積54.63km²と市域が狭くコンパクトなまちであることから、市内全域におおむね30分以内に行くことが可能です。

- ・未就学児は、特に村部で減少率が大きくなっていますが、今後は地域を問わず減少傾向となっていくと見られます。

- ・滑川市全体としてみれば、待機児童は出ていません。

以上の状況を踏まえると、区域を分けると、区域内における施設数の差が生じ、量の調整や確保が難しくなること、効率的、効果的な事業の提供及び整備・確保ができにくくなることが考えられます。さらに地域住民の導線（広域利用が多い）等や特徴ある教育・保育事業を利用者が選択できるメリットを阻害しないよう配慮する必要があることなどから、市全域で1区域と設定いたしました。今後、市内全域1区域を教育・保育提供区域の基本としたうえで、量の見込みや提供体制を検討していくこととします。

第3章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 教育・保育の量の見込み設定の考え方

教育・保育の現在の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込みを設定します。

国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労の現況や育児休業の取得状況、世帯状況、利用実績等を踏まえ、数値を補正しました。

2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育の確保方策については、新制度に移行する認定こども園・幼稚園のほか、移行しない幼稚園も含めて確保方策として設定します。

また、私立保育所、認定こども園については、現在の施設への意向調査や平成25年度の利用実績（実際に受け入れ可能であった数値）を参考に設定します。計画期間中の利用者実数が、利用定員を常時上回る場合には、該当する施設に定員の見直しを促すこと等により利用定員の適正化を図り、市域全体における保育の提供体制を確保します。

保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。

また、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに教育・保育施設における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、教育・保育の提供体制の確保に努めてまいります。

■教育・保育の量の見込み

利用者区分	現状 (利用実績)	推計（量の見込み）				
	H25	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み総数	1,397	1,328	1,285	1,249	1,215	1,179
1号認定	315	287	278	270	263	255
2号認定	592	535	518	503	489	473
3号認定 (0歳)	131	105	101	98	95	92
3号認定 (1・2歳)	359	401	388	378	368	359
利用者区分	認可定員	利用定員総数				
	H25	H27	H28	H29	H30	H31
②確保の内容	1,592	1,462	1,462	1,462	1,462	1,462
1号認定	640	385	385	385	385	385
2号認定	952	568	568	568	568	568
3号認定 (0歳)		108	108	108	108	108
3号認定 (1・2歳)		401	401	401	401	401
差異（②-①）	195	134	177	213	247	283

※上記以外に広域利用が見込まれるものの、確保方策に余裕があるため支障はありません。

※1号認定の「量の見込み」には2号認定の教育ニーズの人数を含みます。

※2～3号認定の「定員」は受入可能数を「定員」として示しています。

※確保方策の内容は以下のとおりになります。

- ・1号認定 … 幼稚園及び認定こども園。
- ・2号認定 … 保育所及び認定こども園。
- ・3号認定 … 保育所及び認定こども園。（地域型保育については現在、市内にはありません。）

第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の提供区域と考え方

事業	提供区域	考え方
利用者支援事業	市内全域	情報提供や各種相談対応等を含め総合的に実施していく必要がある。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用状況や利用希望等を踏まえ、総合的に勘案
妊婦健診事業	市内全域	事業の性質上、細かな区域設定はなじまない
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	事業の性質上、細かな区域設定はなじまない
養育支援訪問事業等	市内全域	事業の性質上、細かな区域設定はなじまない
子育て短期支援事業	市内全域	市全体として需要を見ていくため、市内全域とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	会員の登録状況や、総合的に実施していくものであること等から市内全域とする。
一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設の区域設定を勘案
延長保育事業	市内全域	教育・保育施設の区域設定を勘案
病児・病後児保育事業	市内全域	市全体として需要を見ていくため、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業	小学校区	現在の実施状況、利用状況を勘案
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域	市全体として需要を見ていくため市内全域とする。
多様な主体が参画することを促進するための事業	市内全域	市全体として需要を見ていくため市内全域とする。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業（新規） 【区域：全域】

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるようサポートする事業で、子育て支援に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

■事業内容・今後の方向性

子育て支援に関わる各機関（子育て支援センター、児童館、保育所、幼稚園、子ども課など）において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

利用者支援事業の専任職員配置については、今後の動向を見ながら検討していきます。

○地域子育て支援拠点事業での子育て相談対応見込量

子育て相談対応件数	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
見込件数	154件	149件	145件	141件	137件

(2) 地域子育て支援拠点事業 【区域：全域】

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談や助言等について、国が定める一定の条件を満たすかたちで、地域に身近な場所で実施します。

■現在の実施状況

市内では、子育て支援センターと中加積保育園の2か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

子育て支援センターは、平成10年度にあずま保育所に併設する形で開設し、週5日、1日当たり6.5時間の子育て支援サービスを提供しており、中加積保育園では平成22年度に「ちびっこ広場」を開設し、週5日、1日当たり6時間の事業を実施しています。

いずれも基本事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等を実施しています。

なお、平成25年度の利用者実績では、子育て支援センターで年間10,492人、中加積保育園では年間788人となっています。（※人数については子ども・保護者の延べ利用者数）

滑川市においても、核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感は増加の傾向にあります。子育て力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されます。自宅

より容易に移動することが可能な範囲にあり、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報が得られる場所、地域とつながることのできる場所の必要性が高まっています。

現在、常設の地域子育て支援拠点事業実施箇所は2か所ですが、従来から地域の子育て支援の拠点として機能してきた児童館や、新設される子ども図書館、市民活動団体等が運営する子育てサークル活動との連携を図り、子育て支援のネットワーク化を検討していく必要があります。

また、市内の保育所で実施している「マイ保育園」(※10頁参照)や、幼稚園での子育て支援事業等の情報についても、もっと周知していくことが重要です。

■今後の方向性・目標事業量

今後は、既設の2ヶ所の子育て支援拠点を中心に、保育所や幼稚園等の教育・保育施設や児童館等の子育て支援関連施設、市民活動団体等との連携により、地域のつながりを深める中で、妊娠期からの切れ目のない支援が、どの地域でも同様に受けられる、地域ぐるみの子育て支援の環境をつくっていくことを目指します。

○目標事業量

子育て支援拠点事業(延べ人数)	1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	4年目(H30)	5年目(H31)
①量の見込み	6,975人	6,700人	6,525人	6,350人	6,200人
②確保の内容	6,975人 (2か所)	6,700人 (2か所)	6,525人 (2か所)	6,350人 (2か所)	6,200人 (2か所)
②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健診事業 【区域：全域】

誰もが安全・安心して妊娠・出産できる体制づくりには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健関連施策等を推進することが必要となっています。

■現在の実施状況

滑川市では、母子健康手帳交付時から妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行っています。妊娠届出時には、妊娠・出産に関する正しい情報提供やアン

ケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するとともに、妊婦一般健康診査 14 回、妊婦精密健康診査 1 回、産婦健康診査 1 回、妊婦歯科健診 1 回の公費負担を行い、疾病の早期発見や適切な治療・保健指導につなげています。また、県外の医療機関において受診した場合は、償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票等を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理がなされるよう、妊娠届出時等の機会を通じた育児支援情報の提供や産科医療機関等と連携し、早期からの妊娠届出の勧奨や妊婦健診受診が極端に少ない妊婦の把握や気がかりな妊婦への早期からの支援に努めます。

○目標事業量

①受診票配布人数	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①の見込み	280 人	280 人	280 人	270 人	270 人
1 人あたりの平均妊婦健診回数	11 回	11 回	11 回	11 回	11 回
健診回数 (延べ)	3,000 回	3,000 回	3,000 回	3,000 回	3,000 回

※今後の妊娠届出数の変化に基づいて交付していく予定です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 【区域：全域】

平成 19 年度から「生後 4 か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」として実施していましたが、平成 21 年 4 月から子育て支援事業及び児童虐待防止対策として児童福祉法に基づき、実施しています。

この事業は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目指しています。

■現在の実施状況・課題

滑川市では、母子保健法に基づく新生児訪問や未熟児訪問等の訪問事業や周産期ネットワーク事業等と連携し、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。妊娠・出産を通じて継続支援が必要な家庭及び第1子家庭へは保健師、助産師が訪問し、エジンバラ産後うつ病質問票等を活用した産後のメンタルヘルスなど専門的な支援に努めています。また、地域ぐるみの支援を推進するため母子保健推進員による訪問も実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭の養育環境の全数把握に努め、産後うつ病などの早期発見や育児不安など支援が必要な家庭には、地域の子育て支援拠点等の親子同士の交流や相談の場の情報提供を行い、家庭の孤立化予防に努めます。また、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を地域ぐるみで支えていく地域づくりを目指し、母子保健推進員をはじめとした地域の資源との連携を図ります。

○目標事業量

①訪問実施数	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①の見込み	274人	263人	255人	250人	243人
訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

※今後の出生数の変化に基づいて、全戸を対象に実施していく予定です。

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の 支援に資する事業 【区域：全域】

安全、安心な環境の中で子どもが育つことができるよう、保護者の育児、家事等の養育能力を向上するために、妊娠・出産・育児期を始め、少年期までに適切な養育を支援することが必要となっています。

■現在の実施状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの母子保健事業、保育園や幼稚園、学校、医療機関等の関係機関との連携体制に基づく情報提供及び連絡等により、

特定妊婦、要保護児童、要支援児童の家庭の早期把握に努めています。その上で、滑川市要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関が情報を共有・連携して、家庭や児童への支援等に努めています。

また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、その必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸課題の解決、軽減を図っています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、家庭・児童への適切な支援が引き続き行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携して対応してまいります。

また、適切な養育を行うことができるよう、乳幼児健診などの母子保健事業や保育園、幼稚園、学校、医療機関等と連携し、妊娠期からの早期・継続支援に努めます。

○目標事業量

養育支援訪問 事業実施件数	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
訪問世帯数	35件	35件	35件	40件	40件
訪問数(延べ)	65件	65件	65件	75件	75件

(6) 子育て短期支援事業 【区域：全域】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子を緊急一時的に保護する必要がある場合に、児童等を児童養護施設等において養育・保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

子育て短期支援事業については、市内に対応できる施設が無いことから、必要に応じて、市外の施設を活用する中で実施しておりますが、夜間養護等事業については、ニーズがないため実施していません。

なお、児童の保護や母子の保護に関しては、児童相談所において行われる一時保護とも連携しながら対応しています。

■今後の方向性・目標事業量

子育て短期支援事業については、児童又は母子等に対し、適切な処遇が確保されるよう引き続き対応してまいります。また、当該児童又は母子の状況を把握した上で、必要に応じ、児童相談所において行われる一時保護による対応も引き続き視野に入れて対応していきます。

なお、夜間養護等事業の実施については、今後のニーズも把握する中、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め、検討してまいります。

○目標事業量

子育て短期支援事業（人・日）	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	0件	0件	0件	0件	0件
②確保の内容	0件	0件	0件	0件	0件
②－①	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業 【区域：全域】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。なお、依頼会員とは、生後2ヶ月から小学6年生までの子を持つ親で、協力会員とは市内在住で自宅で子どもを預かることができる方が対象となります。

■現在の実施状況

平成13年度から社会福祉協議会において事業を開始し、平成25年度末現在で、107人の会員数となっています。依頼会員に対して、協力会員が少なく、活動の多くが限られた協力会員に偏っている現状があります。

社会環境の変化とともに、緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための保育時間外の預かりなど、個々のニーズに合った子育て支援が必要とされており、また、近年は特別支援学校の生徒や発達障害の子どもたちの保護者からの依頼も増えています。

専門知識の不足と、地域の子どもを自宅で一人で預かることの不安感などから、協力会員の登録は伸び悩んでいるのが現状です。

また、援助を受けたくても、よく知らないために利用できていない市民もいる可能性もあります。

■今後の方向性・目標事業量

今後は、多様化するニーズに応えることができるよう、依頼会員・協力会員共に利用しやすい実施形態を検討していきます。また、市民への認知率の向上を目指します。

○目標事業量

ファミリー・サポート・センター事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	62件	61件	60件	58件	57件
②確保の内容	142件	142件	142件	142件	142件
②－①	80	81	82	84	85

(8) 一時預かり事業【区域：全域】

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前幼児について、保育園等において一時的な保育を行うものです。

保育所では生後2ヶ月から小学校就学前までの児童を対象としています。幼稚園では、原則として在園児を対象とし、保育に欠ける児童を幼稚園で預かる事業として実施しています。

■現在の実施状況

平成25年度の利用実績は、保育園12か所（公立2園、私立10園）で延べ2,295人の利用となっています。また、幼稚園は3ヶ所（私立3園）で延べ10,910人の利用となっています。

一時保育の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士等の確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう、今後も、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前幼児について、適正な支援に努めていきます。

○目標事業量

【保育園】

一時預かり事業 (人・日)	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	2,330人	2,252人	2,188人	2,130人	2,056人
②確保の内容	2,330人 (12か所)	2,252人 (12か所)	2,188人 (12か所)	2,130人 (12か所)	2,056人 (12か所)
②-①	0	0	0	0	0

【幼稚園】

一時預かり事業 (人・日)	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	10,514人	10,180人	9,883人	9,611人	9,301人
②確保の内容	10,514人 (3か所)	10,180人 (3か所)	9,883人 (3か所)	9,611人 (3か所)	9,301人 (3か所)
②-①	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業【区域：全域】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、午前7時から午後6時までの通常保育時間を超えて、2園で最長で午後8時までの延長保育を実施しています。

■現在の実施状況

平成25年度現在、午後6時30分までの延長保育実施が1園、午後7時までが8園、午後7時30分までが1園、午後8時までが2園で、市内保育園全12施設で実施しています。

平成25年度の年間実利用人数は420人となっています。希望する時間の延長保育を実施している園が居宅の近くになく、別の園を選択して保育を受けている状況もあります。

利用希望は年々増加傾向にあるため、現在、保育士の確保は困難な状況があり必要な保育士の確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業が受けられるよう、人材確保を支援し、適正なサービスが実施できるよう努めてまいります。

○目標事業量

延長保育事業 (人)	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	207人 (12か所)	200人 (12か所)	194人 (12か所)	189人 (12か所)	184人 (12か所)
②確保の内容	420人 (12か所)	420人 (12か所)	420人 (12か所)	420人 (12か所)	420人 (12か所)
②－①	213	220	226	231	236

(10) 病児・病後児保育事業【区域：全域】

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況

現在、「体調不良児対応型」の病児保育は6園の保育所で実施しており、平成25年度の利用者は延べ1,024人でした。

病気回復期で集団保育ができない児童や病気中の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育（オープン型）については、滑川市では実施していないことから、利用者は近隣市町の実施施設を利用している状況があります。

■今後の方向性・目標事業量

病児・病後児保育事業については、ニーズ調査でも強い要望があったことから、市内の保育所等で実施していけるよう、支援を検討してまいります。

また、病児・病後児保育の利用については、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」の形態を望む声が多いことから、今後、1か所の開設を目指し、滑川市医師会や市内病院等への働きかけを進めてまいります。

○目標事業量

病児・病後児 (体調不良児)	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	1,039人	1,004人	976人	950人	917人
②確保の内容	1,039人 (6か所)	1,004人 (6か所)	976人 (6か所)	950人 (6か所)	917人 (6か所)
②-①	0	0	0	0	0

病児・病後児 (オープン型)	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	130人	130人	260人	260人	260人
②確保の内容	130人 (1か所)	130人 (1か所)	260人 (1か所)	260人 (1か所)	260人 (1か所)
②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業【区域：小学校区】

主に保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかるものです。

■現在の実施状況

平成 26 年 4 月現在、7 小学校区で 9 のクラブを開設し、302 人の登録児童が利用しています。公設（運営施設の確保等ハード面＝公）民営（指導員の確保等ソフト面＝民）を基本に、地域運営協議会に委託して実施しています。

主な課題として、実施施設等の環境の向上や、保護者の多様な就労形態に伴う開設時間延長への対応、子どもたちの安全・安心の確保、指導員の確保及び質の向上等があり、早急に対応していく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

平成 25 年度に実施した利用意向調査と、平成 26 年度の実際の利用者数をもとに、既存の施設を利用した事業を基本に再度検討します。

公設民営の事業者のほか、多様なニーズに対応可能な民設民営事業者への委託も視野に入れて検討し、充実したサービスの確保を目指してまいります。

○目標事業量

寺家小学校下	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
① 量の見込み	53 人	53 人	49 人	45 人	44 人
② 確保の内容	54 人	54 人	54 人	54 人	54 人
② - ①	1	1	5	9	10

※ 適正な集団規模となるよう、2 グループに分けることも視野に入れ、実施場所及び指導員の確保に努めます。

田中小学校下	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
① 量の見込み	35 人	34 人	33 人	33 人	32 人
② 確保の内容	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人
② - ①	20	21	22	22	23

※ 放課後子ども教室事業等との連携を強化し、放課後の子どもの居場所づくりの充実に努めます。

○目標事業量

東部小学校下	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	102人	100人	100人	98人	95人
② 確保の内容	108人	108人	108人	108人	108人
② - ①	6	8	8	10	13

※ 適正な集団規模となるよう、3グループに分けることも視野に入れ、実施場所及び指導員の確保に努めます。

北加積小学校下	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	31人	31人	30人	31人	31人
② 確保の内容	90人	90人	90人	90人	90人
② - ①	59	59	60	59	59

※ 長期休業時等の他校下クラブとの合同実施を支援し、充実した事業実施が継続できるよう努めます。

東加積小学校下	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
② 確保の内容	90人	90人	90人	90人	90人
② - ①	80	80	80	80	81

※ 長期休業時等の他校下クラブとの合同実施を支援し、充実した事業実施が継続できるよう努めます。

南部小学校下	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	30人	28人	25人	25人	22人
② 確保の内容	83人	83人	83人	83人	83人
② - ①	53	55	58	58	61

※ 長期休業時や高学年児童、障害児等へ対応するため、指導員の確保を図り、放課後の子どもの居場所づくりを進めてまいります。

○目標事業量

西部小学校下	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
① 量の見込み	99人	93人	89人	83人	81人
② 確保の内容	170人	170人	170人	170人	170人
② - ①	72	77	81	87	89

※ 適正な集団規模となるよう、3グループに分けることも視野に入れ、実施場所及び指導員の確保に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）【区域：全域】

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものにかかる支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。

■今後の方向性

新規事業であるため、国の動向を見ながら、助成実施を検討してまいります。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業（新規）

【区域：全域】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

■今後の方向性

新規事業であるため、国の動向を見ながら、現状のサービスに無いものに対して検討してまいります。

第5章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び

推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な整備や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

1 目的

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育園としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

(2) 適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

(3) 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

2 教育・保育の一体的な提供の推進

保護者の就労に関わらず教育・保育の一体的な提供を行う施設として、平成23年4月に滑川市で初めての認定こども園として同朋認定こども園が、また、平成24年4月には西加積認定こども園が開設しました。

地域の実情や施設の状況、事業者の意向等を踏まえながら、教育・保育の一体的な提供を推進してまいります。

3 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の推進

幼稚園、保育所、認定こども園の教員や保育士と小学校教員の交流を図り、子どもの発達や学びの連続性を確保するための活動を推進します。

- (1) 相互参観
- (2) 合同研修会
- (3) 幼児児童の交流
- (4) 連携枠組みを基本とした幼稚園、保育所、認定こども園、小学校どうしの情報共有

第6章 産後の休業及び育児休業後における

特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

■現在の状況・今後の方向性

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

第7章 子どもに関する専門的な知識及び

技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、虐待・いじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される様々な行為が発生しています。

特に虐待の急増は社会問題となっており、虐待の早期発見・早期対応が必要とされています。

この子どもの権利条約の趣旨を最大限に尊重し、すべての子どもの人権や生命を守るため、専門的な知識や技術を持つ都道府県等の専門機関との連携を図り、虐待の防止や対応を充実するとともに、ひとり親家庭や発達への支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を充実していきます。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる社会としていきます。

1 児童虐待防止対策の充実

滑川市では、児童虐待の発生予防及び早期発見のため、乳幼児健康検査などを活用して、養育支援を必要とする家庭を早期に把握できる体制をとっております。適切かつ早期の対応を行うため、児童相談所、民生児童委員、主任児童委員、保険医療機関、警察等関係機関による虐待防止のネットワークの充実・強化を図り、地域ぐるみで児童虐待の未然防止に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、密接に情報を共有していくよう努めます。

(1) 関係機関との連携及び相談体制の強化

滑川市における子ども・子育てに関する相談は、子育て支援センターをはじめ、児童館、子ども課、市民健康センター等の各行政機関のほか、市内各保育園、幼稚園などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これらにより、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て

て世帯への支援を行う必要があります、このことは、「滑川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）」の取組の強化によりその効果が一層図られます。協議会では、ケース会議、実務者会議などを開催して、情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及びアセスメントを確保するよう努めております。

一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所に適切に援助を求めつつ、関係機関と相互に協力し、連携強化を図っていきます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を、早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。医療機関や民生児童委員等とも効果的な情報の提供及び共有を行いながら、地域ぐるみで児童虐待の防止に努めます。また、個々のケースに応じた悪化予防対策、アフターケアを実施します。生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更生を行っているところですが、家庭内における配偶者の暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図ります。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭・父子家庭等ひとり親家庭の態様は複雑多様化し、精神的経済的に厳しい社会環境におかれています。ひとり親家庭等医療費の助成や児童手当、生活資金の貸付等を実施し、生活安定のため経済的な支援を行うほか、母子自立支援員を設置し、ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図り、施策や取り組みについての情報提供に努めてまいります。

3 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、健常な子どもと共に生きる心を育成するため、学校内での交流教育をはじめ、学校間交流及び地域交流を積極的に推進します。ノーマライゼーションの視点に立ち、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、地域に根ざした障がい児教育を拡大するとともに、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進してまいります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行ってまいります。

保育園、幼稚園、小中学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことができるよう努めてまいります。

乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう、本人や保護者に十分な情報提供ができる場と機会を設け、支援体制を整備してまいります。

また、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等に、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進し、支援してまいります。

第8章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように

するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係】

家庭や地域、職場などあらゆる場面で男女が平等に活躍できる社会の形成が求められていますが、職場風土や人々の意識の面から、女性への子育て負担が過重となりがちとなっており、女性は仕事と子育ての二者択一を迫られるという状況がまだまだ多くあります。

仕事と家庭を両立し、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを推進するための環境整備と、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、積極的に働きかけていきます。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施してまいります。

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- ・事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職業環境づくりを関係機関と連携して促進します。
- ・女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう時間の確保について市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。
- ・育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のための弾力的な勤務時間が選択できるよう、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制等の導入を市内事業所などと連携して促進します。
- ・子どもの看護のための休暇制度の導入の促進を図ります。
- ・出産や育児のために退職した女性の再就職については、公共職業安定所など関係機関と連携して国の再雇用促進給付金制度の普及による再雇用の支援に努めます。
- ・再就職の希望者については、公共職業安定所など関係機関と連携して相談窓口を充実させ職業情報の提供に努めます。

2 仕事と子育ての両立の推進

・仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。

3 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

・誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発や情報の提供に努めます。教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進め、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第9章 計画の推進

第1節 計画推進のための各主体の役割

1 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。その役割が極めて重要であることから、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 父親の積極的な参加により、両親協働により家事や育児を行う。
- (2) 子どもに、発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活の中で可能な役割を持たせる。
- (3) 子どもに乳幼児や高齢者、障害者等とのふれあいの機会を持たせる。
- (4) 家族ぐるみで各種の地域活動に参加する。

2 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、そこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、自治会、女性団体、青年団体等それぞれの地域における各種の組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合うなど、地域住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。
- (2) 子どもたちが参加でき、異世代との交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供する。
- (3) 遊びや活動の場を整備する。
- (4) 児童委員や母子保健推進員と連携して地域ぐるみで子育てを支援する。
- (5) 各種の健全育成のためのボランティア活動や青少年団体活動などを支援する。

3 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会を設定する。
- (2) ボランティア活動や青少年団体活動等各種地域活動への参加を促進する。
- (3) 保健・医療機関等との連携により、健康教育を充実する。
- (4) 男女共同参画や家庭生活等で男女の相互協力についての教育を充実する。
- (5) 乳幼児等とのふれあい機会を持たせるなど、子育て体験の機会を設定する。
- (6) 子育てに係る地域住民等の活動の場として、校庭や体育館等の施設を開放する。

4 事業所等の役割

事業所等は、共働き世帯が増大するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが必要となっています。

このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- (1) 勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施に努める。
- (2) 育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努める。
- (3) 再雇用制度やフレックスタイム制度の導入に努める。
- (4) 事業所内保育施設の設置など保育支援に努める。
- (5) 子育てに係る地域住民等の活動の場として、企業等の保有する各種施設を開放する。

5 行政の役割

子育てにやさしい環境づくり対策は、広範な領域や分野にわたることから、行政においては、各担当課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。

地域住民と一体となって、関係する行政部門間の連携のもとに、「地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり」を目標として、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進めるとともに、県をはじめ関係行政機関や団体等と連携して、地域における子育て支援や子育て相談、また、母子保健対策や思春期対策、さらには児童の健全育成対策等の充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

第2節 計画の推進体制

1 推進体制

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進をはかります。

子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を図るため、行政施策の展開と併せ、民間の団体や事業所等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することといたします。

なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。